

平成24年度
事業報告書

第24号

平成 24 年度事業報告書 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月 31 日)

目 次

一 概況	8
1. 総論	8
(1) (協会の基本的性格・特徴等)	8
(ア) (一般社団法人)	8
(イ) (認定金融商品取引業協会 (自主規制団体))	8
(ウ) (会員構成)	8
(エ) (国の委任事務)	8
(2) 協会の業務運営の概要	9
2. 協会の概要	9
3. 法人の組織	10
4. 総会・理事会等の開催状況	10
二 事業計画の実施状況	11
三 法人管理事業の概況	13
1. 法人の性格	13
2. 一般社団法人への移行	13
3. 事務局の概況	13
(1) 機構・人員	13
(2) 所在地	13
(ア) 主たる事務所	13
(イ) 支部	14
(3) 平成 24 年度における事務局運営の概況	14
(ア) 事務局の機構改正	14
① 事務局長代行の設置	14
② 自主規制施策についての企画総括 (特命)	14
(イ) 連絡調整会議	14

(ウ) 企画会議	14
4. 事務局の体制整備及び職員資質向上	15
(1) 体制整備	15
(2) 職員資質向上	15
(ア) 「業務上必要な職員の研修等に関する基準」による研修	15
(イ) 外部講師による研修等	15
(ウ) その他	15
5. 財務の概況と課題及び資産運用報告	16
(1) 財務の概況	16
(ア) 平成 24 年度決算について	16
(イ) 公益目的支出計画	17
(2) 財務面における課題	17
(3) 資産運用報告	18
6. 法人管理の適正化	18
7. IT の活用	18
(1) 協会ホームページ	19
(2) 会員事務局関係ネットワーク (Kinsaki-net)	19
(3) 事務局システム	20
(ア) 災害等緊急時対応への IT 活用	20
(イ) セキュリティの強化	20
(ウ) 機械化会計	20
8. 各種刊行物の刊行等 —刊行物の電子化及びオンデマンド出版化—	20
(1) 刊行物刊行事業の概要と電子化への取組み	20
(ア) 会報	20
(イ) 金融先物取引関係法規集	21
(ウ) 金融先物取引業務マニュアル	21
(エ) 金融先物取引の知識	21
(オ) 金融先物取引業務研修テキスト	21
(2) 金融先物取引関係法規集データベース	21

(3) 会報の電子化と編集方針の改善	21
9. 協会史その他	22
(1) 協会史の編集	22
(2) 災害対策関係	22
四 外務員登録事業及び内部管理責任者事業	22
1. 外務員登録及び外務員資格試験等の実施	22
(1) 外務員登録業務の実施	22
(2) 委任事務の実施報告	23
(3) 外務員資格試験及び同資格更新研修試験の実施等	23
(ア) 外務員資格試験	23
① 外務員資格試験の概要	23
② 外務員資格試験の実施状況	23
(イ) 外務員資格更新研修試験	23
① 外務員資格更新研修試験の概要	23
② 外務員資格更新研修試験の実施状況	24
(ウ) 金融商品仲介業者への対応	24
2. 内部管理責任者資格試験等の実施	24
(1) 内部管理責任者業務の概要	24
(2) 内部管理責任者資格試験の実施状況	24
五 自主規制事業の概要	25
1. 所管金融商品取引の概要	25
(1) 平成 24 年度の概況（平成 24 年度第 3 四半期までの概要）	25
(2) マッピングについて	25
(3) 個別商品取引関係	25
(ア) 金利先物取引関係（市場）（数値は平成 24 年 4 月～ 12 月末迄）	25
(イ) 外国為替証拠金取引関係（市場、店頭）	25
(4) 関連統計等の充実	26
(ア) 店頭取引についての協会月次統計（平成 20 年 11 月以降）	26
(イ) インターバンク市場との関係（東京外国為替市場委員会との共同調査）	26

(ウ) 資金循環統計（日本銀行）での取扱い	26
2. 会員監査及びモニタリング	26
(1) 監査体制	26
(2) 実地監査	27
(3) モニタリング	27
(ア) モニタリングの概要	27
(イ) モニタリング項目	27
(ウ) アフィリエイト広告等に対するモニタリング	28
(エ) 特別監査	28
(オ) 特別調査	28
(カ) 書類監査	28
(4) 概況調査	29
(5) その他	29
(ア) FINMAC との連携	29
(イ) NFA 及び RFED との意見交換	29
(ウ) 業務改善命令に対応した損失補てんの確認処理業務	29
(エ) その他	29
3. 自主規制ルールの制定状況	30
(1) 自主規制ルールの制定状況	30
(ア) 協会規則の一部改正等	30
(イ) 自主規制規則の制定・改正・資料の整備	30
(ウ) 自主規制ルールの定期的見直し	30
(2) 各専門部会の開催状況	31
(ア) 外国為替証拠金取引（FX）関係	31
(イ) 個人投資家向けバイナリーオプション取引関係	31
4. 会員及び外務員処分関係	31
(1) 規律委員会	31
(ア) 規律委員会の設置	31
(イ) 規律委員会の所掌	32

(ウ) 規律委員会の開催状況	32
(2) 処分状況	32
(ア) 会員	32
(イ) 外務員	32
(3) 処分関連制度の見直し	32
(ア) 会員処分量定基準について	32
(イ) 今後の検討課題	32
5. 調査研究事業	33
(1) 統計事業	33
(ア) 店頭外国為替証拠金取引月次報告	33
(イ) 金融・資本市場統計整備連絡会議における統計の標準化作業推進	33
(2) 学術連携事業	33
(ア) 目的	33
(イ) 内容	33
(3) 東京外国為替市場委員会と協同調査の実施等	34
(4) 外国金融先物市場等動向調査	34
(5) 今後の調査課題	34
6. 苦情相談、あっせん事業	35
7. 教育研修事業	35
(1) 平成 24 年 10 月 29 日	35
(2) 平成 24 年 11 月 21 日	35
(3) 平成 24 年 11 月 26 日	36
(4) 平成 25 年 2 月 20 日	36
六 他の金融商品取引業協会等との協調等	36
七 定款変更	36
八 会員等の状況	38
1. 会員、特別参加者の状況	38
(1) 会員、特別参加者の状況	38
(2) 会員一覧	39

(3) 特別参加者一覧	46
2. 役員等の状況	47
(1) 役員	47
(2) 委員会委員	48
(ア) 業務委員会	48
(イ) 自主規制委員会	48
(ウ) 規律委員会	49
(3) 部会等	49
(ア) 業務部会	49
(イ) 自主規制部会	50
(ウ) 事務連絡会	50
(エ) 外国為替証拠金 (FX) 部会、同幹事会	50
(オ) 通貨オプション (COP) 部会	51
(カ) 個人投資家向けバイナリーオプションワーキンググループ	52
九 事業報告書附属明細書	53
別紙 1 金融先物取引業協会の系譜	54
別紙 2 一般社団法人金融先物取引業協会組織図	55
別紙 3 総会・理事会・委員会等の開催・審議内容等	56
別紙 4 一般社団法人金融先物取引業協会の活動状況	62
別紙 5 平成 24 年度収支決算の概要	67
別紙 6 平成 24 年度資産運用状況報告	68
別紙 7 最近における法人の業務運営適正化等の措置の主なもの	69
別紙 8 金融商品取引法第 64 条の 7 に基づく外務員の登録に関する委任事務の処理について (平成 24 年度)	70
別紙 9 外務員資格試験、外務員資格更新研修試験及び内部管理責任者資格試験の実施状況	73
別紙 10 所管金融商品取引状況	74
別紙 11 FX 取引に関するこれまでの主な施策	76

別紙 12	あっせん・苦情・相談処理状況	79
別紙 13	他の金融商品取引業協会等との協調等	80

一 概況

1. 総論

(1) (協会の基本的性格・特徴等) 平素、本協会の活動に対し会員の皆様からご理解、ご協力を賜わり、厚く御礼申し上げます。平成 24 年度の事業報告にあたり、まず、本協会の基本的な性格、特徴等についてご説明します。

(ア) (一般社団法人)

本協会は、平成 24 年 4 月 1 日より「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 18 年法律第 50 号) 第 45 条に基き一般社団法人へ移行いたしました。この法人格移行に伴い、本協会の名称も「社団法人金融先物取引業協会」から、「一般社団法人金融先物取引業協会」に変更されました。

公益法人改革対応については、「公益法人制度改革対応に関する懇談会」(平成 22 年 6 月設置)において、各方面にわたるご審議を頂き、その内容を逐次会員専用ウェブサイト Kinsaki-net において会員の皆様にお伝えして作業を進め、その結果に基づき、平成 23 年 11 月の臨時総会決議により一般社団法人への移行申請を行い、平成 24 年 3 月 26 日付で移行認可を受けました。この移行により、厳しい展開の続く現在の環境下で、本協会事業の安定的展開を図る法的基盤を確保することができました。この間の会員の皆様のご理解とご協力に対し、改めて、厚く御礼を申し上げます。

(イ) (認定金融商品取引業協会(自主規制団体))

本協会は、法人格移行後においても、以前と同様に、金融商品取引法(昭和 23 年法律第 25 号) 第 78 条に基づく認定金融商品取引業協会(以下「認定協会」といいます。)として、自主規制事業を実施しています(平成 23 年度事業報告書三 C 1(5)「その他移行関連事項」参照)。

(注) なお、金融商品取引業協会 5 団体等が参加した金融商品取引業協会懇談会で平成 19 年 6 月に取りまとめられた「金融商品取引業協会のあり方について(中間論点整理)」においては、本協会は自主規制機能に特化しているとされています。

(ウ) (会員構成)

本協会は、商品別に自主規制事業を運営しており、これに伴いその会員構成は、業種、業態を横断したものとなっています。

(エ) (国の委任事務)

金融商品取引法第 64 条の 7 に基づき、国から外務員登録事務の委任を受けています。

(2) 協会の業務運営の概要

以上の基本的性格を踏まえ、会員、社会（投資者）へのベター・サービスを基本的な志向とし、会員との情報共有、ガバナンスを確保し、透明で説明可能な運営を図り、コンパクトな組織による適正的確な事業の安定的かつ効率的な実施に努めています。

平成 24 年度における協会運営をとりまく環境は、依然として大変厳しい中で、運営の効率化適正化、平成 20 年以降の広範な規制見直しへの対応等の観点から、皆様のご理解とご協力を得て、平成 21 年度以降進めてきた事務局体制整備も、おかげをもちまして、ほぼ一巡することができました。

また、一般社団法人移行後の初年度として、制度発足直後の取扱例等も少ない中で、一般社団法人としての諸要請への適正な対応に努める一方、事業環境の展開等に的確に対応する等のため定款を見直しました。

こうした中で、厳しい財務事情に対応し、収支両面からの財務均衡努力を続け、平成 25 年度予算編成に当たっては、従来よりも長い年度について試算を作成し、収支相償への道程の具体例をお示ししました。

認定協会としての自主規制業務の分野においては、計画監査、モニタリングの両面において監査業務の効率化高度化を図り、手続適正化等の観点から第三者委員による規律委員会が設置されました。また、取引所取引についての金融商品仲介業者に関する規則制度が発足するとともに、個人向け店頭金融先物取引等については、外国為替証拠金取引（FX 取引）、個人向け店頭バイナリーオプション取引についての自主規制施策の整備について、外国為替証拠金取引（FX）部会幹事会、個人投資家向けバイナリーオプションワーキンググループにおいて検討が重ねられました。年度を通じて、金融庁及び他の自主規制団体との意見交換・協力、証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）への運営協力及び業務委託、東京外国為替市場委員会参加・協力、CFTC、NFA 等の外国機関との意見交換等を進めました。

協会運営に当たっては会員専用 Web サイト Kinsaki-net を通じての随時の重要な情報共有・連絡、四半期毎の電子版会報の刊行の他、平成 21 年度より年央報告書を作成しています。平成 24 年度において作成した年央報告については、定款第 30 条第 6 項に規定する代表理事の職務執行状況報告として、平成 24 年 11 月 13 日開催した理事会で報告したところです。

2. 協会の概要

本協会は、会員の行う金融商品取引業（登録金融機関業務を含む。）の業務の適正かつ円滑な運営を確保することにより、投資者の保護を図るとともに、金融商品取引業の健全な発展に資することを目的としています。

平成 25 年 3 月 31 日現在、本協会の会員は 156 社、特別参加者は 8 社です。

平成 24 年度中、会員については、入会 5 社、退会 18 社（合併による消滅 4 社、事業譲渡 3 社、金融商品取引業の廃止 8 社、金融先物取引業の撤退 2 社、登録取消 1 社）、特別参加者については、入会 3 社、退会 1 社の異動がありました。

定款第 21 条に規定する特別参加者の対象としては、従来、金融機関、証券会社、金融商品取引業者、生命保険損害保険会社でしたが、事業内容からみて本協会の所管する金融商品取引等に関係をもち、金融先物取引等に関連する業務を行う法人で、本協会の目的に合致する法人についても、その入会を認めることが適当と考えられ、平成 24 年度において 2 社について入会が承認されています。

(注) 平成元年創立以来の協会の系譜については、別紙 1 「金融先物取引業協会の系譜」をご覧ください。また、公益法人改革対応の経緯については、平成 23 年度事業報告書三 C 1 「一般社団法人への移行」のほか、公益法人制度改革対応に関する懇談会議事経過、平成 22 及び 23 年度の年央報告（会報第 87 号及び第 91 号）をご覧ください。（いずれも会員専用ウェブサイト Kinsaki-net に掲載されています。）

3. 法人の組織

- (1) 別紙 2 「一般社団法人金融先物取引業協会組織図」の通り、総会、理事会のもとに、業務、自主規制、規律の三委員会が設けられています。このうち、業務、自主規制委員会の下には、それぞれ部会が設けられています。また、自主規制施策を審議する組織として、業務部会及び自主規制部会の下に、外国為替証拠金取引（FX）部会、同幹事会、通貨オプション取引部会、個人投資家向けバイナリーオプションワーキンググループが設けられています。
- (2) 平成 24 年 6 月より、従来、業務委員会の所掌とされていた会員処分、外務員処分を所掌する規律委員会が設けられました。

同委員会は第三者委員で構成されています。（八、2. (2) (ウ)「規律委員会」参照。）

また、今年度の規律委員会の専門委員として、自主規制部会部会長である三井住友銀行と副部会長である野村證券、セントラル短資 FX が委嘱されています。

4. 総会・理事会等の開催状況

平成 24 年度における総会、理事会、委員会等の開催・審議内容等は別紙 3 「総会・理事会・委員会等の開催・審議内容等」のとおりです。

二 事業計画の実施状況

平成24年度における本協会の事業計画の実施状況は以下のとおりです。

また、平成24年度における本協会の活動状況は、別紙4「一般社団法人金融先物取引業協会の活動状況」をご参照下さい。

平成24年度事業計画の概要

平成24年度事業計画の概要		
平成24年度事業計画	内 容 (◎:21年度新規事業の継続、◆:22年度新規事業の継続、 □:23年度新規事業の継続、新規:24年度新規事業)	
1. 金融先物取引業務の適正化 (会員の金融先物取引業務に関し、関係法令の遵守、業務内容の適正化その他投資者の保護を図るために必要な自主規制規則の制定、業務指導、内部管理責任者資格試験等の実施)	1.1	会員の金融先物取引業務に関する日常の指導・相談その他継続事業の実施
	1.2	自主規制規則の制定・改廃の実施
		新規 自主規制規則関係アンケートの実施
	1.3	内部管理責任者資格試験制度の円滑・適切な実施
定款第4条第1項第1号、第2号、第9号		
2. 金融先物取引市場の調査、研究 (内外金融先物市場に関する調査、研究及び統計資料の作成(主要市場出来高状況、上場商品、規制ルール、海外取引所の動向等))	2.1	◎ 新しい自主規制分野に関する内外動向(商品、市場等)の調査・会員広報の実施
	2.2	◆ 新しい規制環境に対応するための市場分析調査(監査部モニタリングチームと調査部の連携強化)の実施
	2.3	□ 外部学術機関との連携(法学的なアプローチ、市場分析手法の高度化)の推進
	2.4	新規 統計項目の再整備(統計項目間の連関を見直し、統合的な情報の提供を可能とする)
	2.5	◆ 金融・資本市場関係の統計整備(金融・資本市場統計整備連絡協議会参加)
	2.6	店頭FX取引月次速報等の一層の充実
	定款第4条第1項第2号	
3. 法令規則等の遵守状況の監査 (会員の法令、自主規制規則等の遵守に関する監査の実施)	3.1	実地監査を行う計画監査担当、モニタリング担当の組織整備の成果を踏まえた規制環境変化、会員負担の合理化等の見地に立った金融先物取引業務に関する会員実地監査の円滑・適切な実施
		(1)モニタリングの充実と必要に応じたオンライン対応
		(2)効率的な単独監査の実施
		(3)合同監査(金融取・大証)
	(4)効率とセキュリティに留意した報告データの活用と分析の高度化	
3.2	新規加入会員に対する概況調査の円滑・適切な実施	
定款第4条第1項第3号		
4. 苦情・紛争の処理 (会員の金融先物取引業務に関する投資者等からの苦情の解決及び紛争の解決のあつせん)	4.1	◆ 証券・金融商品あつせん相談センターへの業務委託の円滑な実施と連携

平成24年度事業計画の概要		
平成24年度事業計画	内 容 (◎:21年度新規事業の継続、◆:22年度新規事業の継続、 □:23年度新規事業の継続、新規:24年度新規事業)	
定款第4条第1項第4号、第5号、第6号	4.2	□ 金融ADR制度への継続参加
	4.3	◆ 認定個人情報保護団体の認定取得申請
	5. 外務員の登録事務 (金融庁長官から委任された外務員の登録の実施)	5.1
定款第4条第1項第7号	5.2	外務員資格試験の円滑・適切な実施
	5.3	外務員更新研修の円滑・適切な実施
	6. 広報、刊行物の発行 (金融先物取引に関する知識の啓蒙、普及に資するための広報、刊行物の発行)	6.1
定款第4条第1項第8号	6.2	kinsaki-netを通じての会員向け情報発信の充実と、一般向けWEBサイトを通じた個人投資家への金融デリバティブ取引の啓蒙
	6.3	協会史編纂
	7. 金融先物取引業務の改善合理化 (会員の金融先物取引業務の改善合理化、その他金融先物取引業の健全な発展に資するための企画立案の実施)	7.1
定款第4条第1項第9号	7.2	(1)金融商品別(FX部会・幹事会等)施策の充実
		(2)チェックポイント方式等によるモニタリングの実施体制の整備
8. 教育、研修 (会員の役員等に対する教育、研修の実施)	8.1	(3)その他環境の変化に対応する金融先物取引業務の改善合理化(反社会的勢力対応その他)
		◎ 会員の事務負担合理化等の見地からのQ&A事業の推進と拡充(広告等に関するQ&A、既存Q&Aの改正)
8.1	8.1	(1) 会員専用WEBサイト(Kinsaki-net)の充実等による規制環境の変化等に対応した事業の適切な実施

平成24年度事業計画の概要			
平成24年度事業計画	内 容 (◎:21年度新規事業の継続、◆:22年度新規事業の継続、 □:23年度新規事業の継続、新規:24年度新規事業)		
定款第4条第1項第10号		<input type="checkbox"/>	(2) ITを活用した教育、研修の検討
9. 会員相互間及び関係諸団体との意思疎通、連絡調整の推進	9.1	◎	会員と行政庁との意見交換・連絡調整等の推進
	9.2	◎	金融商品取引業協会、NFA等関係自主規制機関との意見交換・連絡調整の推進等
定款第4条第1項第11号、第12号		<input type="checkbox"/>	第二種金融商品取引業協会への協力
10. 法令に基づく主務大臣等への協力			
定款第4条第1項第11号、第13号	10.1		事業の適切な実施
11. 内外諸情勢の変化に即応した効率的な協会業務の推進	11.1	新規	一般社団法人としての着実な業務運営の実施
	11.2		協会事務局体制の効率的整備
	11.3		協会事務の合理化・適正化の推進
			(1)経理事務の合理化(機械化会計及び送金事務の電子化)の実施
		(2)協会セキュリティ・マネジメント体制の整備等	
	11.4	新規	規律委員会(仮称)の設置及び適切な運営
		新規	金融商品仲介業に関する規則(仮称)の制定に伴う業務の適切な実施
	11.5	新規	金融商品仲介業に関する規則(仮称)の制定に伴う業務の適切な実施
	11.6		協会役員に対する教育、研修(監視委員会主催研修への参加、監査法人主催研修参加、職員資格取得支援等)の実施
	定款第4条第1項第14号		

三 法人管理事業の概況

1. 法人の性格

本協会は、一般社団法人であり、また、金融商品取引法第 78 条の認定を受けた認定金融商品取引業協会（自主規制団体）です。

本協会の基本的な性格、特徴等については、一、1. 総論をご覧ください。

2. 一般社団法人への移行

平成 18 年の公益法人制度改革における「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）」の施行により、従来の公益法人は平成 20 年 12 月 1 日に「特例民法法人」となり、その後、平成 25 年 11 月末までに、新しい制度の下での一般社団法人又は公益社団法人への法人格移行を行うこととされました。

このような状況の下、本協会としては、法人格の選択は、法人の基本的事項であり、会員の総意に基づくものであることが必要であるとの考え方から、平成 22 年 6 月、平成 21 年度及び 22 年度の理事会構成会社による「公益法人制度改革対応に関する懇談会」以下「懇談会」といいます。）を設置し、8 回の審議検討を行うとともに、その経過は、全て会員専用ウェブサイト Kinsaki-net に掲載し、対応を進めてきました。

平成 23 年 3 月及び 10 月に懇談会から業務委員会へ報告が行われ、平成 23 年 11 月 1 日に開催された臨時総会の決議により、内閣府公益認定等委員会に一般社団法人への移行認可申請を行い、平成 24 年 3 月 26 日に内閣総理大臣の認可を受け、平成 24 年 4 月 1 日付で「一般社団法人金融先物取引業協会」となりました。

3. 事務局の概要

(1) 機構・人員

職員数（平成 25 年 3 月末現在） 23 人

平成 21 年度において、対平成 20 年度末比 11 人増員を内容とする 2 年度間の体制整備計画を立てましたが、平成 22 年度以降においては、将来の業務内容に必要な適材の確保に努めることとし、計画を延伸しつつ逐年の整備を図り、平成 24 年度にその体制整備をほぼ一巡いたしました。

(2) 所在地

(ア) 主たる事務所

〒 101 - 0052 東京都千代田区神田小川町 1 - 3

NBF 小川町ビルディング

代表 TEL (03) 5280 - 0881

各部代表 TEL 総務部 (03) 5280 - 0881

業務部 (03) 5280 - 0882

調査部 (03) 5280 - 0884

監査部 (03) 5280 - 0883

総務部 (企画) (03) 5280 - 0889

FAX (03) 5280 - 0895

URL <http://www.ffaj.or.jp/>

(イ) 支部

現在、支部は置かれていません。

(3) 平成 24 年度における事務局運営の概況

(ア) 事務局の機構改正

① 事務局長代行の設置

平成 24 年 4 月 1 日に、事務局の組織及び事務分掌等規程を改正し（平成 24 年 3 月 14 日理事会決定）、事務局長代行を設置し、平成 24 年 4 月 1 日付で次の通り発令しました。

(i) 総括及び法人管理担当事務局長代行：総務部長

(ii) 自主規制事業実施担当事務局長代行：監査部長

② 自主規制施策についての企画総括（特命）

平成 24 年度においては自主規制に関する施策の検討課題が多いこと等を勘案し、本協会には独立の企画担当組織が置かれていないこと等を踏まえ、各部の担当者の自主規制施策に関する企画業務を総括する役割を特命事項として調査部長に発令しました。

(イ) 連絡調整会議

平成 23 年 3 月の東日本大震災発災に際して、専務理事、事務局長、部長、BCP 担当者、システムセキュリティ担当者をメンバーとする災害対策会議を設置しました。同年 4 月からは、予断を許さない状況の下で、適時的確な業務運営を行う見地から連絡調整会議を設置し、以降、原則として週 2 回の会議を開催しています。

(ウ) 企画会議

自主規制施策企画についての事務局内の検討を行うため企画会議を随時設けています。

4. 事務局の体制整備及び職員資質向上

(1) 体制整備

規制環境変化等への的確な対応のため、平成 21 年度予算編成にあたり、平成 21 及び 22 両年度における増員（11 人）が計画されました。初年度に当たる平成 21 年度予算においては増員 6 人が計画され、平成 21 年 10 月末までに採用を完了しました。

平成 22 年度においては、残り 5 人の増員を計画しましたが、採用環境の厳しさ等から 2 名の増員となり、残り 3 人の採用を平成 23 年度に繰り延べました。

平成 23 年度においては計画 3 人のうち 1 人の増員となり、引き続き平成 24 年度に 2 人の増員計画を繰り延べました。

平成 24 年度においては計画 2 人に対し、1 人の増員により、増員計画をほぼ一巡いたしました。

(2) 職員資質向上

事務局体制の整備を進める過程で、ベター・サービスを進める上では、職員資質の向上の重要性の認識から、「業務上必要な職員の研修等に関する基準」により取り組んでまいりました。

平成 21 年度から、協会業務の内容の高度化、専門化等が進展する状況等を踏まえ、証券取引等監視委員会事務局による研修支援を受け、監査実務等の整合性を高める等の観点から、同局主催の証券検査実務研修に参加しました（過去の参加人数 12 人）。また、このような状況を踏まえ、上記の基準を改正し、協会事務局職員の専門的知識技能を向上するための研修事業の拡充を図ってきたところです。

平成 24 年度においては、以下の研修が行われました。

(ア) 「業務上必要な職員の研修等に関する基準」による研修

- ① 公認内部監査人（CIA）資格取得 監査部職員 1 名
- ② 公認内部監査人（CIA）資格取得講座受講（継続） 監査部職員 3 名
- ③ 公認情報システム監査人（CISA）資格取得講座受講（継続） 監査部職員 3 名
- ④ 証券アナリスト（継続） 調査部職員 1 名

(イ) 外部講師による研修等

- ① 犯罪収益移転防止法についての研修（平成 25 年 2 月 1 日実施。講師：警察庁刑事局組織犯罪対策部）
- ② 個人情報保護研修（個人情報安全管理規定第 4 条第 4 項における計画に従い平成 25 年 3 月 13 日、28 日に実施）

(ウ) その他

米国 CFTC 主催の国際規制関係者研修に参加しました。

5. 財務の概況と課題及び資産運用報告

(1) 財務の概況

(ア) 平成 24 年度決算について（平成 24 年度収支計算書に従ってご説明いたします。）

- ① 事業活動収入においては、会費収入 230 百万円、事業収入 26 百万円となり、合計 287 百万円の収入となっています。

平成 24 年度当初予算との比較では、定額会費収入について、会員数等の減少（会員：平成 24 年度当初予算 170 社に対し 164 社となり 6 社減、特別参加者：平成 24 年度当初予算 7 社に対し 6 社となり 1 社減）に起因し、4 百万円の収入不足が生じています。

特定資産運用収入については、(3) 資産運用報告を参照下さい。

受験料収入については、外務員資格試験の受験者数の減（平成 24 年度当初予算 1,200 人に対し実績 587 人となり 613 人減）により、7 百万円の収入不足が生じています。

- ② 事業活動支出においては、事業費支出 292 百万円、管理費支出 31 百万円、合計 323 百万円の支出となっています。

平成 24 年度当初予算との比較では、事業費支出及び管理費支出における職員給与支出において、職員欠員補充が行われなかったこと等による人件費の不用額 28 百万円、広報・研修試験費支出において、協会史作成が翌年になったこと、ホームページの改修未実施等による不用額 9 百万円、外務員登録関係費において、外務員登録資格試験を要件とする外務員登録が少なかったこと等による受験委託費等の不用額 6 百万円（外務員資格試験平成 24 年度当初予算 1,200 人に対し実績 587 人となり 613 人減）、事業費支出及び管理費支出におけるその他事務管理費支出において、システム保守料、会議費等の節減等による不用額 11 百万円等により合計 56 百万円の不用額が生じています。

- ③ 投資活動収入においては、自主規制事業実施積立資金取崩収入 175 百万円等により、合計 264 百万円の収入となっています。

平成 24 年度当初予算との比較では、実施事業等会計に属する支出において 44 百万円の削減等を行ったこと、当年度において予備費を支出する要因が生じなかったこと、また前期繰越収支差額による充当額が増加したことにより、自主規制事業実施積立資金を 121 百万円取崩す必要がなかったものです。

- ④ 投資活動支出においては、自主規制事業実施積立資金取得支出 206 百万円、預り預託金充当資産取得支出 35 百万円等により、合計 283 百万円の支出となっています。

平成 24 年度予算との比較では、過怠金収入を受け、過怠金積立資金へ繰入を行ったことによる支出増加 16 百万円また、法人会計に属する特定資産利息収入の減、法人会計に属する支出の削減等により、自主規制事業実施積立資金への積み立てとなる取得支出

4百万円減等により、合計6百万円の支出増加が生じています。

⑤ 財務活動収入においては、預り預託金収入 35 百万円となり、平成 24 年度当初予算との比較では5百万円の収入不足が生じています。

⑥ 財務活動支出においては、預り預託金返還支出 76 百万円等により、合計 77 百万円の支出となっています。

また、平成 24 年度予算書（収支計算書ベース）に関する事項第 7 項における事象が生じたため、預り預託金返還支出に対応し当初予算 30 百万円に対し 46 百万円の増額を行ったため、＜追記情報＞としてご報告いたしました。

（別紙 5 「平成 24 年度収支決算の概要」参照。）

(イ) 公益目的支出計画

本協会は一般社団法人として、公益目的支出計画の作成実施が義務づけられています。

公益目的支出計画は、一般社団法人に移行する前の法人格の下での最終決算における公益目的財産額（法人格移行前の本法人において蓄積された内部留保、固定資産などの財産に相当する金額）の全額を、法人格移行後の一般社団法人において公益目的のために支出する計画です。

本協会の公益目的支出計画は、移行に際して、内閣府の指導を受け、公益目的財産額（1,004 百万円）、計画期間を平成 24 年 4 月 1 日の法人格移行後 4 年とし、平成 24 年 6 月通常総会において決定されています。

平成 24 年度決算においては、自主規制事業会計は、収入 42 百万円、支出 315 百万円であり、収支差 272 百万円を公益目的財産額から充当しました。この結果、平成 24 年度末日の本協会の公益目的財産額は 731 百万円となりました。

(2) 財務面における課題

本協会の収入構造は、会費収入の割合が事業活動収入の 80% 強に達し、ほぼ会費収入に依存しています。

平成 24 年度において、平成 21 年度からの協会の体制整備がほぼ一巡したことを受け、平成 25 年度予算編成に当たって、平成 25 年度予算の水準のまま、平成 35 年度までの長期的な収支の状況を試算した「平成 35 年度までの試算（現行ベース）」を作成いたしました。

この試算によると、現在の収支状況のまま推移すると、法人全体の収支差は約 120 百万円の収入不足で推移することとなり、平成 30 年度から 31 年度にかけて、収支差に充当するための内部留保（積立資金）残高が不足し、業務運営に支障がでるという大変厳しい状況にあることが示されています。

また、「平成 35 年度までの試算」では、平成 30 年代半ばに収支相償するように、現行ベー

スに比例会費の増額、支出の削減の2つの条件を加えて試算しております。

これはあくまでも、一定の条件を置いて試算した結果であり、当然のことながら今後、定額会費の額、支出規模の議論、適正な内部留保の額の検討等を行うことが必要となっています。あくまでも協会の財務の実態を知って頂き、その実態のもとで各種の議論をお願いする参考資料であります。

このような状況を踏まえ、これまでも運営効率化に努めて参りましたが、今後とも会員の皆様のご意見を伺い、ご理解を頂きながら一層の収支両面にわたる努力を重ねて参りたいと考えています。

(3) 資産運用報告

本協会は、会員からの預り預託金等の特定資産について効率的な財務運営等の見地から、平成24年4月1日に制定した「資産管理運用規程」第3条に基づき、元本回収の確実性を確保し、有利運用に努め、預り預託金の返還を考慮し、流動性を確保した上で、国債を中心に運用しています。

平成24年度においては、預り預託金充当資産のうち10億円の運用先を、第62回利付国庫債券（償還 平成35年6月、利回り0.8%（課税後0.64%）に5億円、第266回国庫短期債券（償還 平成25年3月）に5億円と決定いたしました。

平成24年度における特定資産利息収入は3百万円となり、平成24年度当初予算との比較では8百万の収入不足を生じています。この収入不足の要因としては、① 再投資時期の遅れ、② 目標利回りに達しなかったこと等が考えられます。

（別紙6 「平成24年度資産運用状況報告」参照。）

6. 法人管理の適正化

かねてより各般の施策を講じてきましたが、今年度は法人格移行初年度となるところから、一般社団法人としての法令遵守について重点的に取り組みました。

平成24年度における事項としては、会員及び外務員の処分関係の執行適正化のための規律委員会の設置（五、4.（1）規律委員会参照。）、定款第30条第6項に規定する代表理事の職務執行状況の理事会への報告、公益目的支出計画実施報告書の作成が挙げられます。

（別紙7 「最近における法人の業務運営適正化等の措置の主なもの」参照。）

7. ITの活用

平成11年度以降、一般の投資者に向けてホームページを開設し、協会の概要、業務及び財務等に関する資料、会員名簿、金融先物取引の出来高状況、店頭外国為替証拠金取引月次速報値等

を掲載しています。

最近における広範かつ急速な環境変化の中で、ベター・サービスの基本的考えに立ちつつ、効率的かつ適正・透明な協会業務運営をはかるためには、電子情報技術の積極的利用が不可欠との考え方に立ち、一般向けホームページの質的向上と内容充実、Kinsaki-net による会員と協会事務局との間の効率的で安全な情報共有・双方向通信の実現、会員の意見を踏まえた刊行物の内容に応じた電子的提供の推進、災害等緊急時対応における IT 活用した施策の検討・実施等、以下に述べるような各般の施策に取り組んできました。

(1) 協会ホームページ

本協会ホームページについては、平成 20 年 8 月に、一般投資者にとって見やすくかつ親しみやすいホームページを目指すべくリニューアルを行い、デザインを一新しました。以来、コンテンツの充実にも引き続き努めています。

平成 24 年度の一般ホームページへのアクセス数は、311,308 回でした。

(2) 会員事務局関係ネットワーク (Kinsaki-net)

(ア) 平成 20 年度に、会員及び特別参加者への情報伝達の迅速化等を目的として設置した会員・特別参加者専用サイトをベースに、平成 22 年 3 月に、安全性の確保・向上を前提とした双方向通信の実現などの会員からの要請を満たすべく、「報告書管理システム」を新しい機能として追加し、Kinsaki-net として運用を開始しました。同システムは、安全性と効率性等の観点から、クライアント証明書による認証を採用した双方向のネットワークです。平成 25 年 3 月末時点での同システムの利用状況は、各会員のシステム環境等の諸条件がある中、クライアント証明書の申請ベースで 156 社中 146 社、申請枚数計 622 枚となっており、報告書管理システムへの登録件数は 35,000 件を超えています。

(イ) 協会事務局から会員への各種連絡、情報提供機能の重要性も高まっており、通知文書に加えて、各種部会、ワーキンググループの審議状況の掲載についても、Kinsaki-net は大きな役割を担っています。平成 24 年度において、同ページを通じて行われた連絡は、総計 176 件（うち協会通知文書掲載 81 件）となっています。

なお、平成 24 年度においては、会員の利便性の向上、及び業務負担の軽減とともに事務局における業務効率化を目的とし出来高状況報告等の専用報告画面を新設しました。これによって会員によるデータの登録と、協会調査部による当該データの集計を開始しました。

(ウ) このほか、IT を活用したベター・サービスへの取り組みとしては、会員のニーズを踏まえた刊行物の電子化（下記 8 「各種刊行物の刊行等 ― 刊行物の電子化及びオンデマンド出版化 ―」をご参照下さい。）のほか、会員セミナーでの協会説明内容について、会員利用の便宜の観点から、音声ファイルのネット配信を行っています。

(3) 事務局システム

(ア) 災害等緊急時対応への IT 活用

平成 22 年度に、災害等により職員の事務所への出勤が困難な場合などに、会員及び一般投資者に対するホームページ等による情報提供及び連絡業務を継続的に行うことができるように協会ネットワークにリモートアクセスする仕組みを導入しました。その後、災害や感染症などへの備えの重要性の認識が高まる中で、リモートアクセス時の業務をより確実かつ効率的に遂行することを目的の一つとして、平成 24 年 3 月には職員のパソコン環境の大部分をシンクライアント環境に切り替えました。平成 24 年度においては、シンクライアント環境とリモートアクセス機能を一層活用し、災害時等の連絡体制をより強固にすることを目的として、関係者用にタブレット端末を導入しました。

(イ) セキュリティの強化

平成 23 年 8 月には、セキュリティ及び BCP の観点から本協会事務所内に設置していたファイルサーバをデータセンターへ移設しました。また、(ア)でも述べたようにシンクライアント環境を導入し、管理態勢を強化するなどしており、継続的に情報漏えいリスク等の軽減にも努めています。

(ウ) 機械化会計

業務運営の効率性の観点から事務における予算執行過程での予算管理、支出実行、債権管理等の経理事務処理の効率化・適確化、関係情報の迅速な把握等による適切な財務運営に資することを目的として機械化会計の導入を行うこととし、平成 22 年度を準備年度として、初期設定及び既存情報の入力等の作業に取組み、平成 23 年度より本格導入しています。

平成 24 年度においては、一般社団法人移行に伴う会計区分等の対応を行い、予算執行状況の月別管理等に活用しています。

8. 各種刊行物の刊行等 ―刊行物の電子化及びオンデマンド出版化―

(1) 刊行物刊行事業の概要と電子化への取組み

本協会は、協会事業の対象各部について会員の理解を深め、事務効率化に資する等の観点から各種の刊行物を発行しています。平成 21 年度より、会員のニーズ、利用の便宜、協会の業務運営の効率化等の観点から、同年度に実施した刊行物のあり方についてのアンケート調査の結果を踏まえつつ、Kinsaki-net 掲載等による電子化を中心とした効率化・高度化施策を講じています。平成 24 年度における各種刊行物ごとの状況は、以下のとおりです。

(ア) 会報…平成 22 年 9 月電子化 (Kinsaki-net 掲載)。紙媒体の刊行取りやめ (下記(3)「会報の電子化と編集方針の改善」をご参照下さい。)

- (イ) 金融先物取引関係法規集…平成 22 年 2 月より法規集データベース供用開始。紙媒体も刊行。
- (ウ) 金融先物取引業務マニュアル…平成 23 年度電子化（Kinsaki-net 掲載）。紙媒体はオンデマンド出版化。
- (エ) 金融先物取引の知識…平成 24 年度電子化（Kinsaki-net 掲載）。紙媒体も刊行
- (オ) 金融先物取引業務研修テキスト…平成 25 年度電子化（Kinsaki-net 掲載）及び紙媒体オンデマンド化（予定）なお、平成 23 年 10 月より試験問題集全文の電子化（Kinsaki-net 掲載）を行っています。

(2) 金融先物取引関係法規集データベース

本協会の業務運営の法的基盤となる金融商品取引法をはじめ各種の法令改正が頻繁に行われる現下の情勢を反映し、法規集については、ウェブサイトにおける電子データでの提供について要望が多かったことから、平成 22 年 2 月から、会員用に「金融先物取引関係法規集データベース」の提供を開始しました。

これにより、常に最新の法令体系を会員に提供できることとなりました。同データベースは、本協会一般向けホームページ又は Kinsaki-net から利用が可能となっています。

(3) 会報の電子化と編集方針の改善

- (ア) 平成元年より刊行している会報については、平成 22 年 9 月発行第 86 号より PDF 化した電子版会報に変更し、発行経費の節減と、会員の皆様の購読に際する容易性・利便性の向上に努めています。

平成 24 年度は 4 回（第 93、94、95、96 号）を電子化して発行しました。

本年の各号における主な掲載事項は以下の通りです。

- ① 第 93 号（平成 24 年 6 月 Kinsaki-net 掲載）
 - (i) 「決算状況表」にみる会員の事業態様
 - (ii) 全米先物協会の懲戒処分制度の概要と手続き及び監査制度の概要
- ② 第 94 号（平成 24 年 9 月 Kinsaki-net 掲載）
 - (i) 東京外国為替市場委員会・一般社団法人金融先物取引業協会調査部による共同調査報告「店頭外国為替証拠金取引に関するカバー取引状況」
 - (ii) 世界の主要先物取引所の金融・証券先物出来高（2012 年上半期）
- ③ 第 95 号（平成 24 年 12 月 Kinsaki-net 掲載）
 - (i) 米国ドッド・フランク法
 - (ii) 「決算状況表」にみる会員の事業態様
 - (iii) 海外金融先物市場の主要金融先物・オプション商品の概要（2012 年 11 月現在）

④ 第96号（平成25年3月 Kinsaki-net 掲載）

- (i) 海外主要金融先物市場の現状（2012年）「出来高減少・店頭デリバティブ取引規制」
- (イ) また、情報発信の即時性を高め、協会業務活動の状況、内外の金融先物取引の現状等について周知・広報を図る見地から、平成21年度より会員向けに「会報号外」（Kinsaki-net 掲載）を随時発行することとし、平成24年度では、19回発行しました。
- (ウ) 第90号からは、会報に掲載されていた統計資料を分離して本協会の一般ホームページにエクセル形式で掲載することとし、併せて証券ポータルサイトへの情報提供も行うこととしました。

9. 協会史その他

(1) 協会史の編集

本協会が、平成元年8月に設立されてから20年余りにわたる本協会史作成を目指し、資料の収集等を進めています。

(2) 災害対策関係

平成23年3月11日に発生した東日本大震災の影響による電力需給のひっ迫に備え、平成24年度においても会員に対して電力需要抑制に取り組むよう要請し、本協会においても今夏及び今冬における節電対策を実施しました。

また、5月に発生した突風等にかかる災害、今夏の大雨や台風による災害、11月の暴風雨による災害、2月の大雪による災害が発生し、災害救助法の適用された地域に対して金融上の措置を講ずるよう当局からの要請に基づき、会員へ周知しました。

四 外務員登録事業及び内部管理責任者事業

1. 外務員登録及び外務員資格試験等の実施

(1) 外務員登録業務の実施

外務員登録事務については、外務員制度が導入された平成17年7月の金融先物取引法改正に際して、会員の金融先物取引業の業務に従事する役員又は従業員のうち、その会員のために法に掲げる行為を行うものに対し外務員制度が導入され、登録に係る業務が金融庁長官から本協会への委任が行われました。

- (注) 1. 本協会の外務員の登録等申請手続き、登録の拒否要件、外務員の処分等については、「外務員の登録等に関する規則」及び「外務員の登録等に関する規則」に関する細則」並びに「外務員資格試験実施要領」がいずれも、平成17年6月27日に制定され、同7月1日から施行されています。

2. その後、平成 19 年 9 月に金融商品取引法が施行され、同法の下においても、引き続き委任が行われています。

平成 25 年 3 月 31 日までに累計 179,051 名の外務員登録が行われ、同日現在の登録外務員数は、123,947 人となっています。

平成 24 年度中に行われた外務員登録は 11,497 人、外務員登録手数料収入は 11 百万円でした。

(2) 委任事務の実施報告

平成 21 年度分より委任事務の処理報告を作成し金融庁に提出しています。

平成 24 年度分についても、平成 25 年 5 月 13 日業務部会に報告の上、通常総会の審議を経て金融庁に提出することとしています。

(別紙 8 「金融商品取引法第 64 条の 7 に基づく外務員の登録に関する委任事務の処理について」(平成 24 年度) 参照。)

(3) 外務員資格試験及び同資格更新研修試験の実施等

(ア) 外務員資格試験

① 外務員資格試験の概要

金融商品取引法における外務員登録制度創設の趣旨が、旧金融先物取引法(平成 17 年 7 月 1 日改正)で外国為替証拠金取引を取扱う法人についての規制強化であることに鑑み、当該取引(金融商品取引所に上場されるこれに類似する取引を含みます。)を取扱う外務員に対して資格試験合格が義務づけられました。〔「外務員の登録等に関する規則」(平成 17 年 6 月 27 日理事会決定。平成 22 年 4 月 30 日最終改正)〕

② 外務員資格試験の実施状況

平成 21 年 4 月より、外務員試験の受験の利便性向上の見地から、全国各都道府県 120 箇所余り(平成 25 年 2 月末現在)で随時受験が可能なオンライン方式への移行が行われました。これに伴い、「外務員の登録等に関する規則」の一部が改正(平成 21 年 2 月 25 日理事会決定)され、未受験者の外務行為の特例が廃止されました。

平成 24 年度における月別の受験状況をみると、全ての月で受験が行われ、地域別に見ても、全国 28 都道府県で受験されています。

また、平成 24 年度における試験実施状況は、545 人が受験し、538 人が合格しました。なお、平成 24 年度末までの累計受験者数は 20,469 人で、合格者数は、18,388 人となっています。

(イ) 外務員資格更新研修試験

① 外務員資格更新研修試験の概要

平成 22 年 10 月より、登録を受けている外務員〔「外務員の登録等に関する規則」第 4

条第1項第1号に該当することを資格要件とする者に限ります。) に対する、外務員資格更新研修試験制度が実施されました。

この制度の下では、登録を受けた外務員に対しその登録を受けた日を基準として5年目が経過した場合又は新たに外務員の登録をする者が、過去2年の間に外務員資格試験等に合格していない場合は、外務員資格更新研修を受講することが必要とされています。

② 外務員資格更新研修試験の実施状況

平成24年度における月別の受験状況は、外務員資格試験と同様です。

また、平成24年度における試験実施状況は、574人が受験し、566人が合格しました。なお、平成24年度末までの累計受験者数は1,550人で、合格者数は、1,499人となっています。

(ウ) 金融商品仲介業者への対応

平成25年1月1日から「金融商品仲介業者に関する規則」(平成24年11月22日理事会決定)が施行されたことに伴い、仲介業者の外務員にも外務員資格試験及び同外務員資格更新研修試験の受験を義務化しました。

2. 内部管理責任者資格試験等の実施

(1) 内部管理責任者業務の概要

「金融先物取引業務の内部管理責任者等に関する規則」(平成7年12月12日理事会決定。平成24年11月22日最終改正)により、会員の金融先物取引業務について、金融商品取引法その他の関係法令及び本協会規則等の遵守を確保し、投資者の保護と業務の適正な運営を図る見地から、内部管理体制を整備することとされ、本協会が実施(平成9年2月から)する内部管理責任者資格試験に合格した内部管理責任者を設置すること等について規定されました。

(2) 内部管理責任者資格試験の実施状況

内部管理責任者資格試験についても、外務員資格試験と同様に、平成21年4月より全国120箇所余り(平成25年2月末現在)で随時受験が可能なオンライン方式により実施しています。

平成24年度における月別の受験状況は、外務員試験と同様に全ての月で受験が行われ、地域別に見ても、全国28都道府県で受験されています。

また、平成24年度における試験実施状況は、437人が受験し、435人が合格しました。なお、平成24年度末までの累計受験者数は10,239人で、合格者数は、8,797人となっています。

(※ 本協会が実施している資格試験については(別紙9「外務員資格試験、外務員資格更新研修試験及び内部管理責任者資格試験の実施状況」)をご覧ください。また、これらの試験問題は

Kinsaki-net に全問題を掲載しています。)

五 自主規制事業の概要

1. 所管金融商品取引の概要

(1) 平成 24 年度の概況（平成 24 年度第 3 四半期までの概要）

本協会所管の金融商品取引における会員の各金融商品の取扱状況につき、金利系商品は、昨年度に続き本年度も減少しました。

一方、通貨系商品は、市場及び店頭デリバティブ取引である外国為替証拠金取引において本年度上半期は、外国為替相場が膠着し、取引高が昨年度に比べ減少しましたが、第 3 四半期（平成 24 年 9 月～ 12 月）は、外国為替相場が円安傾向となり、相場のボラティリティーが高まったことから、通貨に係る商品は取引高が増えました。これらの結果、本年度第 3 四半期までの状況は、取引高、預託金残高及び口座数は前年並みとなりました。

（別紙 10 「所管金融商品取引状況」参照。）

(2) マッピングについて

平成 21 年に開催された G20 ピッツバーグ・サミットでの共同宣言以来各国で進められている店頭デリバティブ取引の規制（清算集中、電子取引基盤の利用、取引情報の報告義務）による内外の金融商品取引環境の変化の中で、本協会の自主規制業務対象を正確に把握する必要等に応ずるため、我が国におけるデリバティブ商品についての体系的調査によるマッピング作成を実施しています。

(3) 個別商品取引関係

主なものは以下のとおりです。

(ア) 金利先物取引関係（市場）（数値は平成 24 年 4 月～ 12 月末迄）

累計出来高：8,631 千枚（前年同期比 - 26.2%）

(イ) 外国為替証拠金取引関係（市場、店頭）

取引の概況

① 取引高（平成 24 年 4 月～ 12 月末迄）

取引所	受託取引枚数	44,503 千枚
店頭		123,506,700 百万円

② 預託金残高（平成 24 年 12 月末）

取引所	208,735 百万円
店頭	893,168 百万円

③ 口座数（平成 24 年 12 月末）

設定口座	取引所	617,950
	店頭	4,494,678
実績口座	取引所	46,479
	店頭	645,393

(4) 関連統計等の充実

(ア) 店頭取引についての協会月次統計（平成 20 年 11 月以降）

平成 23 年 12 月よりトムソン・ロイター社による配信が開始されています。

(イ) インターバンク市場との関係（東京外国為替市場委員会との共同調査）

※ 調査対象月は平成 24 年度 4 月、また（）内は平成 23 年度 4 月実績

① 1 営業日当たり取引高（調査対象月：平成 24 年 4 月）

・店頭 FX 754 億ドル（1,032 億ドル）

・インターバンク 1,000 億ドル（1,062 億ドル）

② インターバンク対顧取引高に占める店頭 FX の比率

92%（59%）

* インターバンク対顧取引に含まれていた一部金融機関の取引高を本年調査から分類変更

(ウ) 資金循環統計（日本銀行）での取扱い

外国為替証拠金取引の預託金及び建玉の評価損益が、資金循環統計「家計部門の資産・負債」残高の内訳項目として採用されました。（平成 22 年 3 月 23 日遡及改定）

2. 会員監査及びモニタリング

(1) 監査体制

会員の監査については、平成 4 年の金融先物取引法の改正により、自主規制団体の自主規制機能強化の一環として本協会の業務に加えられ、現在、会員会社に臨場する実地監査とオフサイトのモニタリングを行っています。

実地監査は平成 4 年度から実施していますが、取引所参加者である会員については、会員の負担軽減及び検査の効率化のために、東京金融取引所（平成 17 年度から）及び大阪証券取引所（平成 22 年度から）との間で合同検査を行っています。

モニタリングについては、平成 21 年度以降、自主規制事業の各分野で、種々の規制見直しが実施されましたが、このような大きな環境変化の下で会員の円滑な対応を確保し、業務運営を支援する等の観点から、全ての会員を対象とした体制を構築することとし、平成 22 年 7 月より、オフサイトでのモニタリングを行い、その結果認められたリスクや課題に対してオンサ

イトの監査（特別監査）又はオンサイトの調査（特別調査）を実施するモニタリング担当を設置しました。

(2) 実地監査

平成 24 年度実地監査実施件数は 21 社でした。

取引所参加者に対する実地監査にあたっては、取引所との合同検査を原則としており、平成 24 年度における合同検査実施件数は 14 社でした。

平成 24 年度の監査結果をみると、概ね適正な業務管理がなされていると認められましたが、一部会員においては、取引開始基準が不明確であった事例や、顧客管理態勢が不十分であった事例、また法定帳簿や説明書類縦覧関係での不備等が認められましたので、必要な指導を行いました。

(3) モニタリング

(ア) モニタリングの概要

外国為替証拠金取引、通貨オプション取引等、本協会の自主規制事業の対象となる金融商品を取り扱う会員全社に対して、各社の状況を把握するため調査項目を絞ったオフサイト調査を行い、その結果必要と認められるものについてのオンサイトの特別監査や特別調査を組み合わせて実施しています。

(イ) モニタリング項目

平成 24 年度においては、前年度から継続して行っているものも含め以下の 13 項目についてモニタリングを実施しています。

- ① 事業報告書及び決算表の状況
- ② 自己資本規制比率等の状況（月次モニタリング帳票）
- ③ 区分管理信託の状況
- ④ 未収金発生状況及び残高状況
- ⑤ システム障害の状況
- ⑥ 事故報告等の定款 4 条に基づく各種報告の内容確認
- ⑦ 損失補てんの確認申請及び事後報告の内容確認
- ⑧ 広告モニタリング（HP や雑誌の定期的な確認等）
- ⑨ 価格モニタリング（外国為替証拠金取引における提示価格や約定価格等が対象）
- ⑩ 苦情の状況等
- ⑪ アフィリエイトモニタリング（(ウ)参照。）
- ⑫ 特別監査及び特別調査（(エ)(オ)参照。）
- ⑬ 書類監査（(カ)参照。）

(ウ) アフィリエイト広告等に対するモニタリング

FX 広告等の内容に関する定期的なモニタリング及び不適切な表示等に対する是正指導に加え、必要に応じて、広告等を対象としたガイドライン等への対応状況の実態把握等、目的を特定したモニタリングを行いました。

「アフィリエイト広告利用に関するガイドライン」が平成 24 年 3 月 30 日に制定され、同年 10 月にアフィリエイト広告を行う会員を対象に当該広告の利用状況等に関するアンケート調査を実施し、その結果等を踏まえ、会員が実際に行う当該広告の内容についてモニタリングを行いました。

また、「スプレッド広告表示の適正性維持に関するガイドライン」の一部改正に伴い、当該改正事項の取扱いについて、「FX 取引の広告等に関する Q&A 事例集」に広告審査の運用に関し具体的な方針等を示し、会員のスプレッド広告管理において同ガイドラインに沿った適正な運用がなされるよう指導しました。

(エ) 特別監査

特定非営利活動法人「証券・金融商品あっせん相談センター」(「FINMAC」) で扱われたあっせん及び苦情のモニタリングに基づき、平成 24 年度は会員 1 社 (2. (2) 実地監査 21 社の内数) について実施しました。

(オ) 特別調査

平成 24 年度においては、投資者の信頼確保の観点から、未接触会員及び財務指標が一定の水準を割り込んだ会員 8 社について、特別調査を実施しました。

未接触会員 (金融商品取引業者の FX 取扱い会員のうち、実地監査等が行われていない会員) に対して、顧客資産管理態勢、市場リスク管理態勢、営業管理体制など、調査項目を絞った実地での調査を開始しています。この調査は、リスクの高い分野について実地での調査を行い、その業務の適切性等を効率的にチェックすることを目的にしています。当該特別調査は平成 25 年 6 月に完了する予定です。

また、上記に加え、顧客区分管理必要額を運転資金等に流用したこと等により金融商品取引業者が登録取消処分を受けたことから、自己資本規制比率、純資産額が一定の数値を割っている会員に対し、現状把握のため実地での特別調査を開始しています。当該特別調査は、今後においても継続的に、一定の数値を割っている会員等に対して行っていく予定です。

(カ) 書類監査

「システムリスク管理態勢に関する書類監査」(対象会員数 75 社) を平成 25 年 3 月に実施致しました。当該書類監査は平成 22 年 10 月に実施しており、今回は前回実施したものと比較し、その改善状況を確認することも合わせて行っています。

(4) 概況調査

平成 24 年度は、外国為替証拠金取引を取扱う新規入会会員 3 社に対し、初期段階における自己資本規制比率等財務状況及び内部管理態勢等の適正性を確認するための概況調査を実施しました。

(5) その他

(ア) FINMAC との連携

FINMAC に委託している苦情等については、苦情あっせん処理と自主規制業務との連携の観点から、FINMAC 発足時に、苦情あっせん処理業務状況等の連携についての取り決めを行っており、FINMAC にて受付された、あっせん・苦情・相談の状況について月次で資料を徴求し、現状把握を行っています。

(イ) NFA 及び RFED との意見交換

① 本協会外国調査事業の一環として、米国シカゴにおいて NFA (National Futures Association：全米先物協会) との間で監査及びモニタリング業務を中心とする実務的な意見交換を行いました。

NFA の監査部門長、実施監査担当部長及びモニタリング担当部の実務担当者等と行った意見交換の主な項目は、NFA のガバナンス、実地監査の実務的フロー及び被監査会社への対応、モニタリング活動の内容、価格モニタリングの概要、処分のフロー及び量定の概要等です。

② 米国に拠点を置く本協会の会員の親会社である米国の RFED (Retail Forex Exchange Dealer) を訪問し、米国における業務体制、営業活動、内部管理態勢等について意見交換を行いました。日本法人(本協会の会員)に対するガバナンス等についても合わせて意見交換を行いました。

(ウ) 業務改善命令に対応した損失補てんの確認処理業務

今年度に行われた会員に対する業務改善命令に対応して、当該会員は顧客への適切な対応を行うために損失補てんを実施することを決定しましたが、当該補てんの件数及び金額に鑑みてその内容確認に当たっては、当局と連携しながら協会内において処理に当たりました。

(エ) その他

上記に掲げるほか、金融先物取引業務に係る自主規制の各分野について、年度を通じ随時の会員指導を行いました。

3. 自主規制ルールの制定状況

(1) 自主規制ルールの制定状況

(ア) 協会規則の一部改正等

平成 24 年 11 月 22 日に開催された理事会の決議により、金融商品仲介業者に関する規則制定に伴い、以下の協会自主規制規則の制定・改正が行われています。(平成 24 年 11 月 22 日第 8 回理事会決定、平成 25 年 1 月 1 日施行)

- ① 金融仲介取引業者に関する規則の制定
- ② 金融先物取引業務に従事する従業員等の服務に関する規則の一部改正
- ③ 外務員の登録等に関する規則の一部改正
- ④ 「外務員の登録等に関する規則」に関する細則の一部改正
- ⑤ 定款の施行に関する規則の一部改正
- ⑥ 委員会規則の一部改正
- ⑦ 苦情処理及び紛争の解決のための業務委託等に関する規則の一部改正
- ⑧ 広告等に関する自主規制基準の一部改正
- ⑨ 監査規則の一部改正
- ⑩ 金融先物取引業務取扱規則の一部改正
- ⑪ 事故の確認申請、審査等に関する規則の一部改正
- ⑫ 金融先物取引業務の内部管理責任者等に関する規則の一部改正
- ⑬ 反社会的勢力との関係遮断に関する規則

(イ) 自主規制規則の制定・改正・資料の整備

自主規制ルール制定に際して、制定の考え方や文言の意味等を明らかにし、会員の理解に資し、事務負担の軽減を図るなどの見地から、自主規制ルールの制定改正等に当たっての資料の充実を図り、制定改正の経緯、条文など解釈、会員の社内規程例等、制定・改正・資料作成に当たって統一した項目立てをとるよう拡充・改善に努めています。

この資料は、全て Kinsaki-net において、What's New 及びお知らせトピックスのページに公表されています。

(ウ) 自主規制ルールの定期的見直し

自主規制ルールについては、環境変化に対応していくことが必要との観点から、平成 24 年度より定期的に既存の自主規制規則等の改廃や新たな自主規制規則等の制定の必要性等に関して、会員からの意見等を募集し、実施年度又は次年度における自主規制規則等の整備活動へ反映していくこととしました。

平成 24 年度においては、4 月に実施し、提出された意見を踏まえて協会へのロスカット

未収金報告の頻度の見直しを実施しました。

(2) 各専門部会の開催状況

(ア) 外国為替証拠金取引（FX）関係

外国為替証拠金取引（FX）部会では、幹事会を中心に平成 21 年度からの各種の規制見直しに対して、新制度への円滑な移行と定着を図り、規制見直しが一巡した後も、投資者にとってより良い取引環境を目指して、継続的に自主規制規則及びガイドラインの整備を進めています。

(別紙 11 「FX 取引に関するこれまでの主な施策」参照。)

① 平成 24 年度においては、「スプレッド広告の適正性維持に関するガイドライン（平成 22 年 9 月 3 日制定）」について、スプレッド広告とする表示等の範囲、数値基準の取り扱い等の事項について見直しが必要ではないかとの幹事会の提案を受け、同ガイドライン等を改正しました。

② また、スリッページに関して、米国での処分事例の影響が国内にも及ぶなどの状況を受け、幹事会において、学術連携報告における提言等も踏まえつつ、自主規制規則の検討を進めており、平成 25 年度の施行、決定を目指しています。

(イ) 個人投資家向けバイナリーオプション取引関係

個人投資家向けバイナリーオプションワーキンググループは、平成 24 年 7 月、既に投資者の間に広く浸透した外国為替証拠金取引とは異なるリスク性を有するなど、固有の特徴を持つ個人向け店頭バイナリーオプション取引について、金融商品取引として、引き続き健全な成長を促すために必要となる取引の内容（商品性）、投資者保護上の措置、取引価格に対する投資者からの信頼性を高めるための施策を検討するため設置されました。

また、平成 24 年 12 月 22 日に自主規制の骨子を取りまとめ、以後、その具体化に向けた検討を重ね、平成 25 年 3 月末までに 9 回の WG を開催しています。

4. 会員及び外務員処分関係

(1) 規律委員会

(ア) 規律委員会の設置

会員及び外務員の処分関係の執行適正化のため、規律委員会の設置の検討を進め、平成 24 年 2 月自主規制委員会及び 3 月業務委員会です承され、平成 24 年 3 月理事会決議を受け、平成 24 年 6 月 12 日同委員会が設置されました。

規律委員会は、外部委員 3 名により構成されています。(八、2. (2)ウ「規律委員会」参照。)

また、会員からの意見聴取のため、専門委員が設けられ、自主規制部会部会長及び副部会

長の3名を専門委員に委嘱としました。(専門委員については、議決権がありません。)

(イ) 規律委員会の所掌

規律委員会では、会員及び外務員の個別処分事案の審議並びに処分関係規則の新設等の検討を所掌しています。

(ウ) 規律委員会の開催状況

平成24年度における規律委員会の開催状況は次の通りです。

(開催日)	(処分事案)
第1回 : 平成24年7月20日	会員1社、外務員1名
第2回 : 同年10月2日(書面開催)	外務員1名
第3回 : 平成25年1月22日	会員1社
第4回 : 同年2月28日	会員1社

(2) 処分状況

平成24年度においては、本協会の定款又は規則に基づき、法令等の違反行為を行った会員及び外務員に対し、所定の手続きにより、次の処分を実施しました。

(ア) 会員

本協会定款第19条第1項に基づき、会員3社に対し過怠金の賦課の処分を行いました。なお、処分とあわせて当該会員に対し、法令諸規則の厳守及び内部管理体制の充実、強化を徹底するよう勧告を行い、再発防止のための業務改善策について報告を徴求しました。

(イ) 外務員

外務員の登録等に関する規則に基づき、会員の外務員1名に対し職務停止等の処分、会員の外務員1名に対し資格取消の処分を行いました。

(3) 処分関連制度の見直し

(ア) 会員処分量定基準について

会員処分量定基準については、平成24年1月31日理事会決議により、規律委員会で成案となるまで現行の試行期間を延長することとされています。

(イ) 今後の検討課題

今後、規律委員会において検討を予定している事項は、下記の通りです。

- ① 会員処分及び外務員処分についての量定基準の検討
- ② 会員処分決定手続のあり方について
- ③ 会員処分についての不服の申立て等制度のあり方について
- ④ 登録取消し処分を受けた会員に対する処分のあり方について
- ⑤ 外務員及び役職員(登録取消し処分を受けた会員の役職員を含む)に対する処分のあり

方について

5. 調査研究事業

(1) 統計事業

統計の社会提供の観点から、協会ホームページにおける四半期統計の開設とともに、(公財)日本証券経済研究所が開設している、証券ポータルサイト (www. shouken - tokei. jp) への情報提供を行っています。

(ア) 店頭外国為替証拠金取引月次報告

本協会では、平成 20 年 11 月より参加会員 (平成 25 年 3 月末時点 50 社) の協力により、店頭外国為替証拠金取引の月間取引高及び売建玉・買建玉月末残高の速報値を公表しています。

平成 24 年度第 3 四半期 (平成 24 年 10 月～12 月) における店頭外国為替証拠金取引実績のある全会員 67 社の取引金額に対する参加会員取引高割合は、(98.7) %、同じく建玉割合は (98.55) %です。

一般ホームページにて公表する月次速報に対するアクセス実績は内外から平成 24 年度 52,842 件となっています。また、トムソン・ロイター社の要請に対し、統計の社会提供の観点から対応し、平成 23 年 12 月より店頭外国為替証拠金取引月次速報値について、他の 4 半期統計とともに、同社から世界に向けて配信が開始されています。

(イ) 金融・資本市場統計整備連絡会議における統計の標準化作業推進

本協会は「金融・資本市場統計整備懇談会」での統計の標準化推進等の審議に参加して参りましたが、最終報告 (平成 23 年 6 月) を受け、懇談会に参加した証券関係機関とともに、本協会も各種統計の標準化作業を、平成 24 年度上期を目標として進めてまいりました。標準化作業の推進のため、「金融・資本市場統計整備連絡協議会」が「金融・資本市場統計整備懇談会」に参加した機関を中心に設置され、本協会も参加しています。

(2) 学術連携事業

(ア) 目的

本協会所管の金融商品の先端性、複雑性、専門性等に顧み、高度かつ公正な外部の見識を導入することで、自主規制業務の円滑、適正な進展を図り、透明性を高め、投資者の信頼に支持された金融先物取引の発展に資することを目的に学術連携事業を行っており、成果は各商品別部会に還元することとしています。

(イ) 内容

① スリッページに関する法的問題点の整理 (分析編) (外国為替証拠金取引におけるスリ

ッページとレイテンシーの関係を踏まえて)

この学術連携においては、FX取引の特徴やビジネスモデルの検証を通じ、電子取引に内在するレイテンシーによるスリッページ等についての分析など第三者の専門的識見からの貴重な研究が行われました。特にFX業者のビジネスモデル毎にスリッページの発生態様を分析し、レイテンシー等により、いわば必然的に生じるスリッページについても、『顧客保護の観点から情報開示を義務付ける必要があるのではないか』との提言が記された報告書をまとめました。

神作裕之東京大学法学政治学研究科教授、弥永真生筑波大学ビジネス科学研究科教授、白井正和東北大学大学院法学研究科准教授にご指導いただきました。

② ロスカット制度及び最低証拠金制度の有効性についての検証

実際の取引データをご提供いただき、学術的な見地からロスカットの発生状況のみでなく、強制ロスカットの実態調査及びその有効性について検証を行いました。今回ご提供いただいた約160万件のデータの検証から得た結果をFX部会幹事会に中間報告し、さらに検証データ量を10倍超にし継続して分析を続けています。

③ ロイターレート、EBS等の配信レートの比較検証

平成24年度は、岩壺健太郎神戸大学大学院経済学研究科教授により、数種類の配信レートの提供を受け、それぞれの特徴を分析しました。

(3) 東京外国為替市場委員会と協同調査の実施等

東京外国為替市場委員会（E・コマース小委員会）に平成23年3月より、正式メンバーとして参加しました。また、同委員会が毎年4月に銀行等を対象に行っているサーベイへの協力依頼に対しては、主に店頭外国為替証拠金取引から発生するカバー取引と、銀行間取引市場との関係について共同調査を行いました。（五、1. 所管金融商品取引の概要をご参照下さい。）

(4) 外国金融先物市場等動向調査

海外金融先物市場の動向についてタイムリーな情報の収集と提供を図るべく、前年度に引き続き、主要海外金融先物市場の出来高状況、上場商品の概要をとりまとめるとともに、米国、欧州、シンガポール等の主要先物取引所、米国、韓国等の自主規制機関等との情報連絡を密にして、主要先物取引所の新商品、新技術の開発の状況、広域的な取引提携、市場統合及び市場参加者の動向、主要国のデリバティブ取引（取引所取引及び店頭取引）に対する法規制の現状等に関する調査を実施し、とりまとめの上、会報に掲載し、会員、特別参加者の利用に供しました。

(5) 今後の調査課題

今後においても、本協会の自主規制事業を巡る状況の変化に対応していくため、デリバティ

ブ取引規制と金融商品の体系的な分類を行うマッピングについて引き続き作業を進めるとともに、原資産の多様化に関して、通貨と類似するような機能をもつ Bitcoin のようないわゆる疑似通貨の問題、そしてさらに加速化する電子取引基盤への移行等について検討しています。

6. 苦情相談、あっせん事業

苦情の解決及び紛争のあっせんの業務については、平成 22 年 2 月以降、特定非営利活動法人「証券・金融商品あっせん相談センター」(「FINMAC」) への業務委託を開始し、その後、平成 23 年 4 月 1 日より、同法人が指定紛争解決機関となったことに伴い、第一種金融商品取引業についてのあっせんについては、同センターの独自業務となりました。

他方、苦情・相談、第 2 種金融商品取引業務及び登録金融機関業務についてのあっせんは、引き続き本協会からの業務委託を行っています。

平成 24 年度における苦情相談、あっせんの状況は別紙 12 「あっせん・苦情・相談処理状況」の通りです。

7. 教育研修事業

規制環境の変化の著しい状況等に顧み、協会事務局の活動を身近にお伝えし、関係各方面と意見交換等を行う等のため、会員セミナーの開催を行っています。平成 24 年度においては、以下のように取組みました。

(1) 平成 24 年 10 月 29 日

業務委員会委員及び自主規制委員会委員と当局との意見交換会開催（金融庁総務企画局及び監督局並びに証券取引等監視委員会事務局）

(2) 平成 24 年 11 月 21 日

「米国 FATCA について」

- (ア) 米国 FATCA 法の背景および今までの動向
- (イ) FATCA 概略
- (ウ) 日米政府間アプローチ
- (エ) 外国為替証拠金取引取扱業者の観点から
- (オ) 今後の IRS の動向

KPMG 税理士法人 ファイナンシャルサービスグループ
シニアマネージャー 丹生谷 佳子 氏

(カ) FATCA 遵守の実務対応

あずさ監査法人 金融事業部金融アドバイザー一部

パートナー 九里 隆吉 氏

(3) 平成 24 年 11 月 26 日

大阪セミナー開催（近畿財務局金融監督官及び協会）

(ア) 「協会実地監査における指摘事項及び金融商品仲介業の留意点について」

本協会監査部長 山下 寛

(イ) 「店頭デリバティブ規制と金融先物取引」

本協会調査部長 松井 哲夫

(ウ) 「最近の経済情勢と監督上の取組みについて」

近畿財務局 金融監督官 樽川 流氏

(4) 平成 25 年 2 月 20 日

会員セミナー開催（財務省副財務官及び協会）

(ア) 「協会実地監査における指摘事項及び金融商品仲介業の留意点について」

本協会監査部長 山下 寛

(イ) 「店頭デリバティブ規制と金融先物取引」

本協会調査部長 松井 哲夫

(ウ) 「G20 と日本の経済政策」

財務省 副財務官 梶川 幹夫 氏

六 他の金融商品取引業協会等との協調等

平成 19 年金融商品取引業協会懇談会中間論点整理に示されたところ等に従い、他の金融商品取引業協会等との連携協力の充実に努めるほか、平成 24 年度における状況は別紙 13 「他の金融商品取引業協会等との協調等」のとおりです。

七 定款変更

平成 24 年度における本協会の定款変更は次のとおりです。

- (1) 金融商品仲介業者に関する規則の制定に伴い、用語を整理し、定義を新設するなど定款の一部変更を行いました。本協会の事業内容に変更のあるものではありません。（平成 24 年 12 月 12 日付臨時総会、平成 25 年 1 月 1 日施行）
- (2) 個人向け店頭通貨バイナリーオプションに関して、平成 22 年度のデリバティブ制度整備に際して、業務取扱規則改正を行ったところです。

その後、利用する通貨レートが金融商品取引法上の金融指標に該当し、「数値の差に基づいて算出される金銭を授受することとなる取引を成立させることができる権利」に係る取引であることから、金融商品取引法第2条第22項第4号に規定する店頭デリバティブ取引である旨の金融庁よりの見解が示されたため、当該取引についてのこれまでの経緯等を踏まえ、業務範囲の変更を行うことなく、当該取引に関する自主規制の作業日程を踏まえた緊急的な要請への対応として、定款の「店頭金融先物取引」の定義の一部変更を行いました。（平成25年3月26日付臨時総会、平成25年4月1日施行）

八 会員等の状況

1. 会員、特別参加者の状況

(1) 会員、特別参加者の状況

平成 25 年 3 月 31 日現在、本協会の会員は 156 社、特別参加者は 8 社です。

平成 24 年度中、会員については、入会 5 社、退会 18 社（合併による消滅 4 社、事業譲渡 3 社、金融商品取引業の廃止 8 社、金融先物取引業撤退 2 社、登録取消 1 社）、特別参加者については、入会 3 社、退会 1 社の異動がありました。

会員・特別参加者の状況

(平成 25 年 3 月 31 日現在)

業 態	会 員	特 別 参 加 者
都 市 銀 行	5	—
地 方 銀 行	29	2
信 託 銀 行	3	—
そ の 他 の 銀 行	9	—
外 国 銀 行	7	—
地 方 銀 行 II	5	—
信 用 金 庫	—	—
系 統 金 融 機 関	1	2
短 資 会 社 等	—	—
証 券 会 社	56	1
外 国 証 券 会 社	6	—
商 品 先 物 会 社	6	—
先 物 専 門 会 社	29	1
損 害 保 険 会 社	—	—
そ の 他	—	2
合 計	156	8

(注)「地方銀行 II」は、「第二地方銀行協会加盟の地方銀行」の略称。(以下同じ。)

(2) 会員一覧

※会員番号順、役職名は会員届による。

会員名	代表者
都 市 銀 行	
(株)みずほ銀行	取締役頭取 塚 本 隆 史
(株)りそな銀行	代表取締役社長 岩 田 直 樹
(株)三菱東京UFJ銀行	頭 取 平 野 信 行
(株)三井住友銀行	頭 取 國 部 毅
(株)みずほコーポレート銀行	取締役頭取 佐 藤 康 博
地 方 銀 行	
(株)千葉銀行	取締役頭取 佐 久 間 英 利
(株)横浜銀行	頭 取 寺 澤 辰 磨
(株)東京都民銀行	取締役頭取 柿 崎 昭 裕
(株)伊予銀行	代表取締役頭取 大 塚 岩 男
(株)百十四銀行	代表取締役頭取 渡 邊 智 樹
(株)北陸銀行	取締役頭取 高 木 繁 雄
(株)北海道銀行	代表取締役頭取 堰 八 義 博
(株)第四銀行	取締役頭取 並 木 富 士 雄
(株)北越銀行	取締役頭取 久 須 美 隆
(株)北國銀行	代表取締役頭取 安 宅 建 樹
(株)十六銀行	取締役頭取 堀 江 博 海
(株)千葉興業銀行	取締役頭取 青 柳 俊 一
(株)中国銀行	取締役頭取 宮 長 雅 人
(株)広島銀行	取締役頭取 池 田 晃 治
(株)常陽銀行	取締役頭取 寺 門 一 義
(株)八十二銀行	代表取締役 山 浦 愛 幸
(株)大垣共立銀行	取締役頭取 土 屋 嶋
(株)静岡銀行	取締役頭取 中 西 勝 則

(株)京 都 銀 行	取 締 役 頭 取	高 崎 秀 夫
(株)西日本シティ銀行	取 締 役 頭 取	久 保 田 勇 夫
(株)山 口 銀 行	取 締 役 頭 取	福 田 浩 一
(株)佐 賀 銀 行	取 締 役 頭 取	陣 内 芳 博
(株)百 五 銀 行	取 締 役 頭 取	上 田 豪
(株)群 馬 銀 行	取 締 役 頭 取	齋 藤 一 雄
(株)滋 賀 銀 行	取 締 役 頭 取	大 道 良 夫
(株)池 田 泉 州 銀 行	代 表 取 締 役 頭 取	藤 田 博 久
(株)福 井 銀 行	代 表 執 行 役 頭 取	伊 東 忠 昭
(株)七 十 七 銀 行	取 締 役 頭 取	氏 家 照 彦
(株)北 九 州 銀 行	取 締 役 頭 取	加 藤 敏 雄

信 託 銀 行

三井住友信託銀行(株)	取 締 役 社 長	常 陰 均
三菱UFJ信託銀行(株)	取 締 役 社 長	若 林 辰 雄
みずほ信託銀行(株)	取 締 役 社 長	野 中 隆 史

そ の 他 の 銀 行

(株)ジャパンネット銀行	代 表 取 締 役 社 長	小 村 充 広
(株)埼玉りそな銀行	代 表 取 締 役 社 長	上 條 正 仁
(株)あおぞら銀行	代 表 取 締 役 社 長	馬 場 信 輔
楽 天 銀 行(株)	代 表 取 締 役 社 長 最 高 執 行 役 員	永 田 俊 一
(株)新 生 銀 行	代 表 取 締 役 社 長	当 麻 茂 樹
ソ ニ ー 銀 行(株)	代 表 取 締 役 社 長	石 井 茂
住信SBIネット銀行(株)	代 表 取 締 役	川 島 克 哉
シティバンク銀行(株)	代 表 取 締 役 社 長	城 野 和 也
(株)じ ぶ ん 銀 行	代 表 取 締 役 社 長	鶴 我 明 憲

外 国 銀 行

パークレイズ銀行	日本における代表者	加 島 章 雄
香 港 上 海 銀 行	日本における代表者	ケーバー・マクリーン
U B S 銀 行	日本における代表者 兼 共 同 支 店 長	小 関 泉
ソシエテ・ジェネラル銀行	日本における代表者 ： 東 京 支 店 長	新 井 利 明
クレディ・スイス銀行	日本における代表者 支店長ディレクター	市 東 久
J Pモルガン・チェース銀行	日本における代表者 兼 東 京 支 店 長	李 家 輝
ビー・エヌ・ピー・パリバ銀行	日本における代表者	今 井 正 之

地 方 銀 行 Ⅱ

(株)北 洋 銀 行	取 締 役 頭 取	石 井 純 二
(株)関西アーバン銀行	代表取締役頭取	北 幸 二
(株)も み じ 銀 行	取 締 役 頭 取	野 坂 文 雄
(株)み な と 銀 行	取 締 役 頭 取	尾 野 俊 二
(株)東京スター銀行	代表執行役頭取	入 江 優

系 統 金 融 機 関

(株)商工組合中央金庫	代表取締役社長	関 哲 夫
-------------	---------	-------

証 券 会 社

岩井コスモ証券(株)	代表取締役社長	沖 津 嘉 昭
みずほ証券(株)	代表取締役社長	本 山 博 史
メリルリンチ日本証券(株)	代表取締役社長	瀬 口 二 郎
野 村 證 券(株)	取 締 役 兼 代表執行役社長	永 井 浩 二

シティグループ証券(株)	代表取締役社長	スニール・バクシー
スター為替証券(株)	代表取締役社長	野 中 功
ひまわり証券(株)	代表取締役社長	神 馬 宗 夫
松 井 証 券(株)	代表取締役社長	松 井 道 夫
ド イ ツ 証 券(株)	代表取締役社長	D a v i d H a t t
安 藤 証 券(株)	取 締 役 社 長	安 藤 敏 行
大 和 証 券(株)	取 締 役 社 長	日 比 野 隆 司
(株)S B I 証 券	代表取締役社長	高 村 正 人
クレディ・スイス証券(株)	代表取締役社長兼 C E O	マーティン・キープル
J P モルガン証券(株)	代表取締役社長チーフ・エ グゼクティブ・オフィサー	李 家 輝
モルガン・スタンレー M U F G 証 券(株)	代表取締役社長	ジョナサン・キンドレッド
楽 天 証 券(株)	代表取締役社長	楠 雄 治
ユニテッドワールド 証券(株)	代表取締役会長兼 代表取締役社長	林 和 人
リテラ・クレア証券(株)	取 締 役 社 長	阪 尾 日 出 人
バークレイズ証券(株)	代表取締役社長	中 居 英 治
豊 証 券(株)	代表取締役社長	伊 藤 立 一
岡三オンライン証券(株)	取 締 役 社 長	池 田 嘉 宏
GMOクリック証券(株)	代表取締役社長	高 島 秀 行
ゴールドマン・サック ス証券(株)	代表取締役社長	持 田 昌 典
内 藤 証 券(株)	取 締 役 社 長	内 藤 誠 二 郎
益 茂 証 券(株)	取 締 役 社 長	木 内 幹 男
트레이ダーズ証券(株)	代表取締役社長	金 丸 勲
マネックス証券(株)	代表取締役社長	松 本 大
カブドットコム証券(株)	取 締 役 社 長 代表執行役社長	齋 藤 正 勝
エイチ・エス証券(株)	代表取締役社長	和 田 智 弘
(株)D M M . c o m 証 券	代 表 取 締 役	谷 川 龍 二

インヴァスト証券(株)	代表取締役社長	川 路 猛
(株)ライブスター証券	代表取締役社長	小 澤 明 久
FXCMジャパン証券(株)	代表取締役	飯 田 和 則
新 生 証 券(株)	代表取締役社長	岩 本 康 宏
ニューエッジ・ジャパン証券(株)	代表取締役社長	篠 塚 真
エービーエス・アムロ・クリアリング証券(株)	代表取締役	Sean Lawrence
東 岳 証 券(株)	代表取締役社長	猪 首 秀 明
東 海 東 京 証 券(株)	代表取締役会長 (最高経営責任者)	石 田 建 昭
む さ し 証 券(株)	取締役社長	小 高 富 士 夫
(株)アイネット証券	代表取締役	根 津 文 彦
S M B C 日 興 証 券(株)	取締役社長	渡 邊 英 二
三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)	取締役社長	豊 泉 俊 郎
あ い 証 券(株)	代表取締役	加 藤 丈 典
セントレード証券(株)	代表取締役社長	松 田 文 和
サクソバンクFX証券(株)	代表取締役社長	小 島 和
I G 証 券(株)	代表取締役社長	小 池 一 弘
フィリップ証券(株)	代表取締役社長	下 山 均
B N P パリバ証券(株)	代表取締役	フィリップ・アヴリル
日産センチュリー証券(株)	代表取締役社長	二 家 英 彰
K O Y O 証 券(株)	代表取締役社長	猪 股 圭 次
カネツFX証券(株)	代表取締役会長	若 林 正 俊
G K F X 証 券(株)	代表取締役社長	斎 藤 亜
U B S 証 券(株)	代表取締役社長	大 森 進
野村ファイナンシャル・プロダクツ・サービス(株)	代表取締役社長	三 澤 博 文
プ レ ミ ア 証 券(株)	代表取締役社長	戸 崎 正 次 郎
I S 証 券(株)	代表取締役社長	多 田 一 昭

外国証券会社

ソシエテジェネラル証券会社	日本における代表者 コンプライアンス部長	河村正治
H S B C 証券会社	日本における代表者	立澤賢一
クレディ・アグリコル証券会社	日本における代表者	M i c h e l R o y
アール・ビー・エス証券会社	日本における代表者 C E O 兼 C O O	大谷隆輔
マッコーリーキャピタル証券会社	日本における代表者	尾関正俊
東京海上フィナンシャルソリューションズ証券会社	取締役 C E O	且田恭一

商品先物会社

エース取引(株)	代表取締役	ジョン・フー
豊商事(株)	代表取締役社長	石黒文博
第一商品(株)	代表取締役社長	土肥章
岡安商事(株)	代表取締役会長	岡本安明
カネツ商事(株)	代表取締役社長	若林正俊
大起産業(株)	代表取締役社長	田中弘晃

先物専門会社

F X プ ラ イ ム(株)	代表取締役社長	鬼頭弘泰
J F X(株)	代表取締役	小林芳彦
セントラル短資F X(株)	代表取締役社長	松本一榮
上田ハーロー(株)	取締役社長	栗原恒男
(株)マネースクウェア・ジャパン	代表取締役社長	相葉 齊
F X ク リ エ イ ト(株)	代表取締役社長	日野裕治
(株)外為どっとコム	代表取締役社長	竹内 淳

グローバル・フューチャーズ・アンド・フォレックス・リミテッド	日本における代表者	飯	田	俊	彦
フォレックスクラウン(株)	代表取締役社長	浅	沼	克	人
(株)アリーナ・エフエックス	代表取締役	濱	田	真	記子
PLANEX TRADE.COM(株)	代表取締役社長	池	上		宏
e f x . c o m(株)	代表取締役社長	宇	佐	美	麻己
(株)A F T	代表取締役	宮	本	正	次
フォレックス・ドットコムジャパン(株)	代表取締役	シェーン・ブランシタイン			
(株)FXトレーディングシステムズ	代表取締役社長	岩	城		順
(株)外為オンライン	代表取締役社長	古	作		篤
ロンナル・フォレックス(株)	代表取締役	井	上	成	雄
(株)セブンインベスターズ	代表取締役	松	本	大	輔
(株)サイバーエージェントFX	代表取締役社長	伊	藤	雅	仁
ヒロセ通商(株)	代表取締役	細	合	俊	一
(株)マネックスFX	代表取締役社長	勝	屋	敏	彦
(株)FXトレード・フィナンシャル	代表取締役社長	鶴		泰	治
OANDA J a p a n(株)	代表取締役社長	石	村	富	隆
アヴァトレード・ジャパン(株)	代表取締役	丹	羽		広
FXコーポレーション(株)	代表取締役	野	田	義	人
(株)マネーパートナーズ	代表取締役社長	奥	山	泰	全
外為ファイネスト(株)	代表取締役	石	野	由	美子
アルパリジャパン(株)	代表取締役	田	代	信	次
SBI FXトレード(株)	代表取締役	尾	崎	文	紀

(3) 特別参加者一覧

※特別参加者番号順、役職名は特別参加者届による。

特別参加者名	代表者
地 方 銀 行	
(株)足 利 銀 行	執 行 役 頭 取 藤 澤 智
(株)福 岡 銀 行	取 締 役 頭 取 谷 正 明
系 統 金 融 機 関	
農 林 中 央 金 庫	代 表 理 事 理 事 長 河 野 良 雄
信 金 中 央 金 庫	副 理 事 長 服 部 順 一
証 券 会 社	
ば ん せ い 証 券 (株)	代 表 取 締 役 社 長 藤 井 史 郎
先 物 専 門 会 社	
サ ン ・ キ ャ ピ タ ル ・ マ ネ ジ メ ン ト (株)	代 表 取 締 役 社 長 前 田 利 和
そ の 他	
日 本 ユ ニ シ ス (株)	金 融 第 一 事 業 部 長 天 野 進
S B I リ ク イ デ ィ テ ィ ・ マ ー ケ ッ ト (株)	代 表 取 締 役 社 長 重 光 達 雄

2. 役員等の状況

(1) 役員

平成 25 年 3 月 31 日現在の本協会の役員は、次のとおりです。

※役職名は、会員届による。

理事（会長）	塚本隆史	(株)みずほ銀行	取締役頭取
理事（副会長）	日比野隆司	大和証券(株)	取締役社長
理事	國部毅	(株)三井住友銀行	頭取
理事	久保田勇夫	(株)西日本シティ銀行	取締役頭取
理事	常陰均	三井住友信託銀行(株)	取締役社長
理事	石井茂	ソニー銀行(株)	代表取締役社長
理事	瀬口二郎	メリルリンチ日本証券(株)	代表取締役社長
理事	松本大	マネックス証券(株)	代表取締役社長
理事	鬼頭弘泰	FXプライム(株)	代表取締役社長
理事	松本一榮	セントラル短資FX(株)	代表取締役社長
(非会員理事)			
理事(専務理事)	後藤敬三		
監事	沼波正	(公財)金融情報システムセンター	常務理事

(2) 委員会委員

平成25年3月31日現在の本協会の業務委員会及び自主規制委員会の委員は、次のとおりです。

(ア) 業務委員会

※役職名は、会員届による。

委員長	加藤 純一	(株)みずほ銀行 常務執行役員
副委員長	草場 真也	大和証券(株) 常務取締役
委員	古川 英俊	(株)三井住友銀行 専務取締役執行役員
委員	岡村 定正	(株)西日本シティ銀行 取締役常務執行役員
委員	佐々木 順	三井住友信託銀行(株) 常務執行役員 マーケット企画部長
委員	和田 雄一	ソニー銀行(株) 執行役員
委員	宇藤 康浩	メリルリンチ日本証券(株) リーガルアンドコンプライアンス部ディレクター
委員	田村 清	マネックス証券(株) 常務執行役員 管理本部長
委員	上田 眞理人	FXプライム(株) 代表取締役専務
委員	阿草 龍二	セントラル短資FX(株) 常務取締役 営業本部長
(非会員委員)		
委員	後藤 敬三	本協会 専務理事

(イ) 自主規制委員会

※役職名は、会員届による。

委員長	古川 英俊	(株)三井住友銀行 専務取締役執行役員
副委員長	柳 雅二	野村証券(株) 常務 業務管理本部副担当
副委員長	阿草 龍二	セントラル短資FX(株) 常務取締役 営業本部長
委員	岡村 定正	(株)西日本シティ銀行 取締役常務執行役員
委員	佐々木 順	三井住友信託銀行(株) 常務執行役員 マーケット企画部長
委員	三好 毅	(株)ジャパンネット銀行 マーケティング本部長
委員	森部 隆士	松井証券(株) 常務取締役コンプライアンス部 担当役員 (システム部管掌)
委員	今井 隆和	楽天証券(株) 取締役常務執行役員
委員	田村 信司	インヴァスト証券(株) 執行役員管理本部長
委員	小池 一弘	IG証券(株) 代表取締役社長CEO
委員	野本 哲嗣	(株)外為どっとコム 取締役
委員	多治川 友之	(株)サイバーエージェントFX取締役

委員	奥山泰全	(株)マネーパートナーズ 代表取締役社長
(非会員委員)		
委員	神作裕之	東京大学大学院 法学政治学研究科 教授
委員	後藤敬三	一般社団法人 金融先物取引業協会 専務理事

(ウ) 規律委員会

委員長	神作裕之	東京大学法学政治学研究科 教授
副委員長	津野修	原・植松法律事務所 弁護士
委員	勝尾裕子	学習院大学経済学部 教授

(3) 部会等

(ア) 業務部会

平成 25 年 3 月 31 日現在の本協会の業務部会の部会員は、次のとおりです。

※役職名は、会員届による。

部会長	嶋田浩	(株)みずほ銀行 市場業務部 市場業務管理チーム 次長
副部会長	森忠之	大和証券(株) 経営企画部 次長
部会員	沼口直史	(株)三井住友銀行 投資銀行統括部 グループ長
部会員	廣田真弥	(株)西日本シティ銀行 国際部 執行役員国際部長
部会員	三本敦	三井住友信託銀行(株) マーケット企画部 業務チーム長
部会員	池田大樹	ソニー銀行(株) 外貨企画部
部会員	中鶴周	メリルリンチ日本証券(株) 証券業務部 ヴァイスプレジデント
部会員	岡本啓司	マネックス証券(株) 商品開発部長
部会員	高野修次	F Xプライム(株) 経営管理本部長代行兼 コンプライアンス室長
部会員	牧野伸康	セントラル短資F X(株) 執行役員 ソリューション営業部長

(非会員部会員)

部会員	後藤敬三	本協会 専務理事
-----	------	----------

(イ) 自主規制部会

平成 25 年 3 月 31 日現在の本協会の自主規制部会の部会員は、次のとおりです。

※役職名は、会員届による。

部会長	沼口直史	(株)三井住友銀行 投資銀行統括部 グループ長
副部会長	吉田尚弘	野村証券(株) 業務管理部 業務管理一課 課長
副部会長	和木克己	セントラル短資FX(株) 取締役 営業本部副本部長
部会員	廣田眞弥	(株)西日本シティ銀行 国際部 執行役員国際部長
部会員	三本敦	三井住友信託銀行(株) マーケット企画部 業務チーム長
部会員	大塚一浩	(株)ジャパンネット銀行 商品企画部 市場商品グループ グループ長
部会員	雑賀基夫	松井証券(株) コンプライアンス部長
部会員	永倉弘昭	楽天証券(株) FX事業部 FX事業部長
部会員	田村信司	インヴァスト証券(株) 執行役員管理本部長
部会員	佐川浩	IG証券(株) コンプライアンス室 マネージャー
部会員	井ノ口豊重	(株)外為どっとコム リスク統括本部長 コンプライアンス部長
部会員	多治川友之	(株)サイバーエージェントFX 取締役
部会員	土井充	(株)マネーパートナーズ 執行役員 内部管理統括部長

(非会員部会員)

部会員	神作裕之	東京大学大学院 法学政治学研究科 教授
部会員	麦島耕一郎	本協会 業務部長

(ウ) 事務連絡会

事務局に理事各社及び協会事務局の職員で構成する事務連絡会を置き、総会及び理事会の議案整理その他所要の連絡事務にあたっています。

(エ) 外国為替証拠金(FX)部会、同幹事会

FX部会は、外国為替証拠金取引に関する規制環境の変化に対応する所要の審議を行うため、外国為替証拠金取引(FX)専門部会(仮称)の後を受けて、業務部会及び自主規制部会の下で、平成21年2月より活動を開始し、平成25年3月31日現在では30社が参加しています。本年度の部会長、幹事は以下のとおりです。

部 会 長	セントラル短資FX(株)
副部長	野村證券(株) 大和証券(株)
幹事会社	(株)ジャパンネット銀行 ソニー銀行(株) 松井証券(株) (株)SBI証券 楽天証券(株) マネックス証券(株) カブドットコム証券(株) インヴァスト証券(株) IG証券(株) FXプライム(株) (株)マネースクウェア・ジャパン (株)外為どっとコム (株)外為オンライン (株)サイバーエージェントFX (株)マネーパートナーズ

(オ) 通貨オプション（COP）部会

COP部会は、通貨オプションに関する規制環境の変化に対応する所要の審議を行うため、通貨オプション（COP）専門部会（仮称）の後を受けて、業務部会及び自主規制部会の下で、平成21年2月より活動を開始し、現在では次の9社が参加し、部会長は以下のとおりです。

部 会 長	(株)三井住友銀行 (株)みずほ銀行 (株)三菱東京UFJ銀行 (株)千葉銀行 (株)百十四銀行 住友信託銀行(株) (株)あおぞら銀行 野村證券(株)
-------	---

日興コーディアル証券(株)

(カ) 個人投資家向けバイナリーオプションワーキンググループ

BOWGは個人投資家向けバイナリーオプションについての自主規制ルール策定の必要性等の論点整理及び対応検討のため、平成24年7月業務部会及び自主規制部会の下に設置され、現在では次の15社、オブザーバー4社が参加し、座長等は以下のとおりです。

座長	(株)FXトレード・フィナンシャル
	松井証券(株)
	楽天証券(株)
	GMOクリック証券(株)
	트레이ダーズ証券(株)
	マネックス証券(株)
	サクソバンクFX証券(株)
	IG証券(株)
	FXプライム(株)
	セントラル短資FX(株)
	(株)外為どっとコム
	(株)サイバーエージェントFX
	ヒロセ通商(株)
	(株)マネーパートナーズ
	(株)カカクコム・フィナンシャル
	オブザーバー
	金融庁
	(株)東京金融取引所
	(株)大阪証券取引所
	日本証券業協会

九 事業報告書附属明細書

平成 24 年事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第 34 条第 3 項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。

平成 25 年 6 月

一般社団法人金融先物取引業協会

別紙 1 金融先物取引業協会の系譜

1. 平成元年 8 月（社団法人 金融先物取引業協会）

民法第 34 条に基づく社団法人として、大蔵大臣より設立認可（平成元年 8 月 4 日）を受け設立されました。同時に、金融先物取引法（昭和 63 年法律第 77 号）第 104 条に基づく金融先物取引業協会として認可されました。

2. 平成 19 年 9 月（認定金融商品取引業協会）

証券取引法等の一部を改正する法律（平成 18 年 6 月 14 日法律第 65 号）に伴い、同法の施行の際現に存する金融先物取引業協会は、同法施行日（平成 19 年 9 月 30 日）において金融商品取引法第 78 条第 1 項に規定する認定を受けた認定金融商品取引業協会とみなされました。（「証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成 18 年 6 月 14 日法律第 66 号）第 89 条）

金融商品取引法第 79 条の 3 に規定により業務規程（平成 20 年 2 月 27 日理事会決定。平成 20 年 3 月 31 日施行）の認可を受けました（平成 20 年 3 月 31 日付）。

3. 平成 20 年 12 月（特例民法法人）

平成 18 年 6 月 2 日法律第 50 号「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第 40 条により特例民法法人に移行しました。

4. 平成 24 年 4 月（一般社団法人）

平成 24 年 4 月 1 日に「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第 45 条に基づく認可を受け、特例民法法人から一般社団法人へ移行しました。

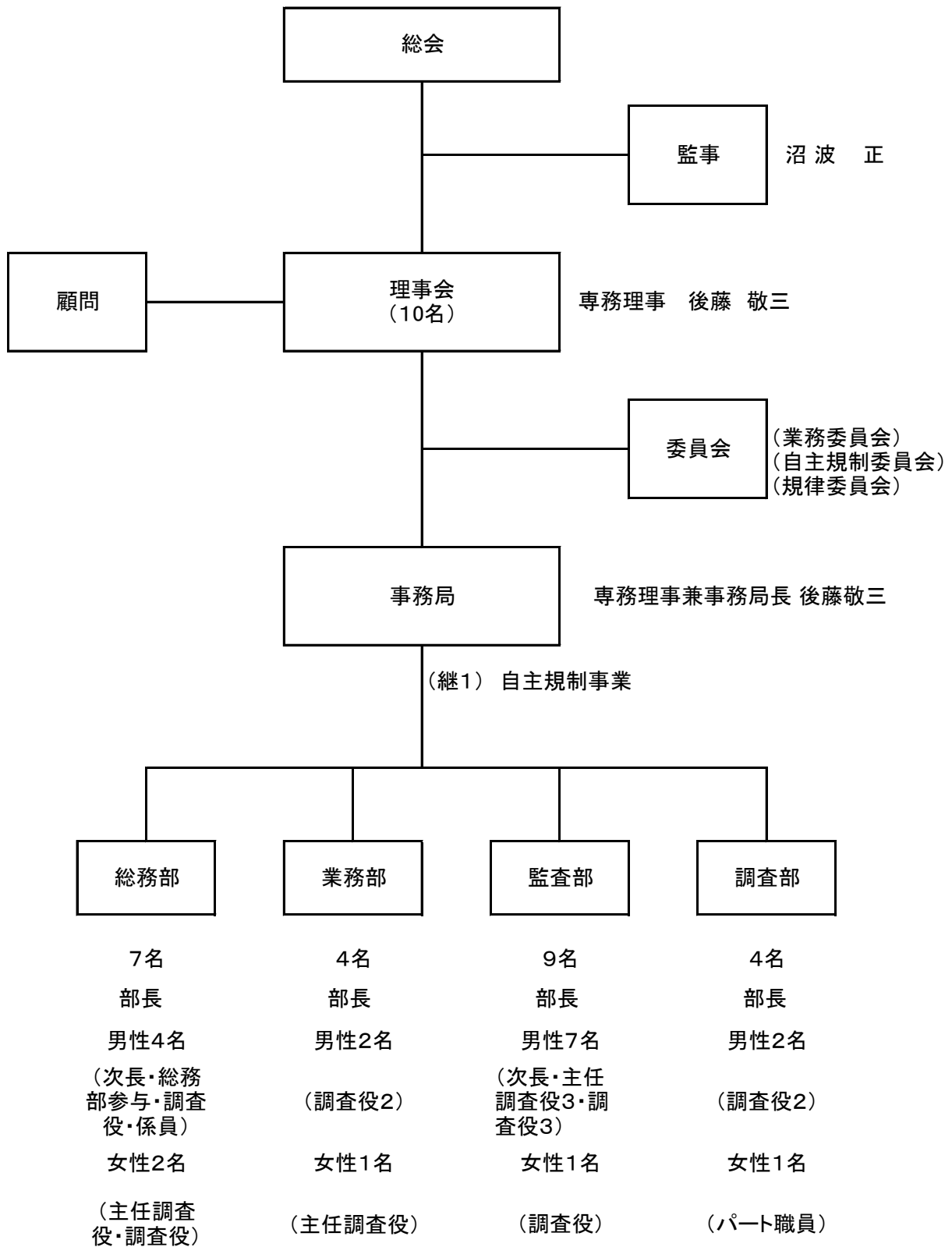
なお、今回の特例民法法人から一般社団法人への移行によっても法人の同一性は継続しています。

業務規程については、一般社団法人への法人格移行を反映した一部変更（平成 24 年 3 月 14 日理事会決定。同年 4 月 1 日施行）について、平成 24 年 3 月 30 日付で金融商品取引法第 79 条の 3 の規定に基づき認可を受けました。

別紙2 一般社団法人金融先物取引業協会組織図

一般社団法人金融先物取引業協会組織図

平成25年3月31日



【常勤役員 1名、職員22名、パート職員1名】

別紙3 総会・理事会・委員会等の開催・審議内容等

1. 総会

平成24年度における定款第23条に規定する通常総会が1回及び臨時総会が2回それぞれ開催されました。その議事内容等の概要は以下のとおりです。

(1) 通常総会

平成24年6月13日、第23回通常総会をKKRホテル東京（東京都千代田区）において開催し、出席会員148社（うち、書面による表決権行使会員133社）によって、次の議案はいずれも原案のとおり可決承認されました。

第1号議案 平成23年度事業報告及び決算について

第2号議案 役員を選任について

第3号議案 通常総会議事録署名人の選任について

(2) 臨時総会

① 平成24年12月12日に臨時総会を本協会において開催し、出席会員148社（うち、書面による表決権行使会員146社）によって、次の議案はいずれも原案のとおり可決承認されました。

第1号議案 定款の一部変更の件

第2号議案 臨時総会議事録署名人2名選任の件

② 平成25年3月26日に臨時総会を本協会において開催し、出席会員139社（うち、書面による表決権行使会員136社）によって、次の議案はいずれも原案のとおり可決承認されました。

第1号議案 平成25年度事業計画及び予算の件

第2号議案 定款変更案の一部変更等について

第3号議案 理事1名選任の件

第4号議案 臨時総会議事録署名人の選任について

2. 理事会

平成24年度における定款第34条に規定する理事会は14回開催されました。その審議事項等の概要は以下のとおりです。（カッコ内は、開催日及び開催方式・場所を示します。）

第1回理事会（平成24年4月26日・書面）

○会員の入会について

○会員の金融商品取引業の合併等に伴う預託金の返還について

第2回理事会（平成24年5月16日・KKRホテル東京）

- 平成23年度の理事会開催状況
- 第23回通常総会の招集について
- 第23回通常総会会議の目的事項決定について
- 第23回通常総会における書面による議決権行使に関する事項
- 平成23年度事業報告及び決算について（平成24年6月12日通常総会付議案件）
- 役員を選任について（同上）
- 通常総会議事録署名人の選任について（同上）
- 第23回通常総会参考書類に記載すべき事項

第3回理事会（平成24年5月29日・書面）

- 会員の金融商品取引業の譲渡等に伴う預託金の返還について

第4回理事会（平成24年6月12日・書面）

- 会長、副会長及び専務理事の選定（代表理事の選定）について
- 業務委員会、自主規制委員会、規律委員会の委員長、副委員長及び委員の委嘱について

第5回理事会（平成24年8月30日・書面）

- 会員の入会について
- 会員の金融商品取引業の廃止に伴う預託金の返還について
- 特別参加者の入会について
- 会員の処分について
- 外務員の処分について

第6回理事会（平成24年10月30日・書面）

- 会員の入会の件について
- 外務員の処分の件について

第7回理事会（平成24年11月13日・KKRホテル東京）

- 代表理事の職務執行状況の報告について
- 平成24年度資産運用状況の報告について

第8回理事会（平成24年11月22日・書面）

- 臨時総会招集決定の件
- 定款の一部変更の件
- 臨時総会議事録署名人2名選任の件
- 臨時総会の議決権行使に関する事項の件
- 協会規則の一部改正の件

- 「金融商品仲介業者に関する規則」の制定等の件
- 会員の金融商品取引業の一部廃止に伴う預託金の返還の件
- 特別参加者の入会の件
- 役員選任に係る透明性の確保の件

第9回理事会（平成24年12月13日・書面）

- 会員の入会の件

第10回理事会（平成24年12月28日・書面）

- 会員の金融商品取引業の登録取消に伴う預託金の返還の件

第11回理事会（平成25年1月30日・書面）

- 会員の金融商品取引業の譲渡に伴う預託金の返還の件
- 特別参加者の入会の件

第12回理事会（平成25年2月20日・書面）

- 会員の金融商品取引業の廃止等に伴う預託金の返還の件
- 会員の処分の件

第13回理事会（平成25年3月12日・書面）

- 臨時総会招集決定の件
- 平成25年度事業計画及び予算の件
- 定款の一部変更の件
- 理事候補者1名決定の件
- 臨時総会議事録署名人2名選任の件
- 臨時総会の議決権行使に関する事項の件

第14回理事会（平成25年3月25日・書面）

- 会員の入会の件
- 会員の金融商品取引業の譲渡等に伴う預託金の返還の件

3. 委員会・部会

平成24年度において委員会規則（平成元年9月14日制定、平成24年11月22日最終改正）に基づき設置された委員会及び部会は、業務委員会及び業務部会並びに自主規制委員会及び自主規制部会で、それぞれの審議状況は次のとおりです。（カッコ内は、開催日及び開催方式・場所を示します。）

○会員の処分の件

(1) 業務委員会

平成 24 年度における業務委員会は 1 回開催されました。その審議事項等の概要は以下のとおりです。(カッコ内は、開催日及び開催方式・場所を示します。)

第 1 回業務委員会 (平成 24 年 5 月 28 日・書面)

○外務員の処分について

第 2 回業務委員会 (平成 25 年 3 月 4 日・KKR ホテル東京)

○平成 25 年度事業計画及び予算の件

(2) 業務部会

協会運営についての諸環境に顧み、会員との情報共有を一層確実なものとする等の観点に立ち、平成 21 年 10 月より業務部会を原則毎月開催 (従来は案件がある場合のみ開催) し、平成 24 年度は、6 回開催されました。案件の審議のほか、連絡、報告等を行っています。(開催場所は、いずれも本協会事務局会議室です。)

第 1 回業務部会 (平成 24 年 5 月 8 日)

○活動状況

○外務員の処分について

○平成 23 年度事業報告及び決算について

○役員を選任について

○通常総会議事録署名人の選任について

○法人格移行登記の完了について (報告事項)

○役員選任に係る透明性の確保充実について (報告事項)

第 2 回業務部会 (平成 24 年 8 月 2 日)

○活動状況

○バイナリーオプション WG の設置について

○規律委員会の結果報告について (報告事項)

○仲介業の進捗状況 (報告事項)

○役員選任の透明性について (報告事項)

○入退会について (報告事項)

第 3 回業務部会 (平成 24 年 10 月 4 日)

○活動状況

○定款の一部変更について

○金融商品仲介業者に関する規則の制定等について (報告事項)

○協会規則の一部改正について（報告事項）

○外務員の処分について（報告事項）

第4回業務部会（平成24年11月12日）

○活動状況

○理事会議案（11月22日書面開催）について

- ・臨時総会招集決定の件
- ・定款の一部変更の件
- ・臨時総会議事録署名人2名選任の件
- ・臨時総会の議決権行使に関する事項の件
- ・協会規則の一部改正の件
- ・「金融商品仲介業者に関する規則」の制定等の件
- ・会員の金融商品取引業の一部廃止に伴う預託金の返還の件
- ・特別参加者の入会の件
- ・役員選任に係る透明性の確保の件

○金融商品仲介業者に関する規則等について（報告・説明事項）

- ・メンバーズ・コメントの結果について
- ・「金融商品仲介業者に関する規則」等の制定に関する取扱について

第5回業務部会（平成24年12月20日）

○活動状況

○平成25年度事業計画の概要（案）及び予算（案）について

○理事会議案（H24.12.28 書面開催）について

- ・会員の金融商品取引業の登録取消に伴う預託金の返還の件

○理事会議案（H25.1.30 書面開催）について

- ・会員の金融商品取引業の譲渡等に伴う預託金の返還の件
- ・特別参加者の入会の件

第6回業務部会（平成25年2月26日）

○活動状況

- ・業務委員会（H25.3.4）議案
- ・書面理事会（H25.3.12）議案
- ・臨時総会（H25.3.26）議案
 - a. 臨時総会招集決定の件
 - b. 平成25年度事業計画及び予算の件

- c. 理事候補者1名決定の件
- d. 臨時総会議事録署名人2名選任の件
- e. 臨時総会の議決権行使に関する事項の件

○書面理事会（H25.3.25）について（連絡事項）

(3) 自主規制委員会

平成24年度における自主委員会は1回開催されました。その審議事項等の概要は以下のとおりです。（カッコ内は、開催日及び開催方式を示します。）

第1回自主規制委員会（平成24年11月2日・書面）

- 金融商品仲介業者に関する規則の制定等について
- 協会規則の一部改正について

(4) 自主規制部会

平成24年度における自主規制部会は2回開催されました。その審議事項等の概要は以下のとおりです。（カッコ内は、開催日及び開催方式・場所を示します。）

第1回自主規制部会（平成24年7月26日・書面）

- 個人投資家向けバイナリー・オプション・ワーキンググループ（BOWG）設置について

第2回自主規制部会（平成24年10月4日・協会）

- 金融商品仲介業者に関する規則の制定等について
- 協会規則の一部改正について
- 定款の一部変更について（連絡事項）
- 自主規制規則の見直し等について（連絡事項）

別紙 4 一般社団法人金融先物取引業協会の活動状況

月 日	事 項	分 類	内 容 等	文書番号
0401	一般社団法人へ移行	協 会		-
0416	通知文書	調査部	契約締結前交付書面(ひな形)改訂	81E
0418	通知文書	監査部	アフィリエイト広告ランディングページ注意喚起	85E
0425	通知文書	調査部	Kinsaki-net 報告書管理システム新画面	87E
0426	理事会(書面)(第1回)	事務局	入会(SBI FXTレード) 退会(中央三井信託銀行、大和キャピタル・マーケット、MF Global FXA、ヴォイスコム)	-
0426	通知文書	事務局	店頭デリバティブ取引保存・報告制度	88E
0508	業務部会(第1回)	事務局	外務員処分、事業報告、決算、役員選任 他	-
0508	通知文書	業務部	突風災害に対する金融上の措置に関する周知	95E
0510	通知文書	調査部	決算状況表(H24.3)の提出依頼	100E
0516	理事会(第2回)	事務局	事業報告、決算、役員選任 他	-
0516	通知文書	業務部	新在留管理制度に関する周知	103E
0524	通知文書	監査部	監視委員会検査の主な指摘事項(H23年度4Q)の周知	106E
0525	FX部会幹事会(第31回)	事務局	スプレッド広告ガイドライン見直し 他	-
0528	業務委員会(書面)(第1回)	事務局	外務員の処分	-
0529	理事会(書面)(第3回)	事務局	退会(UBS証券、岩井証券)	-
0529	通知文書	事務局	節電取組周知	110E
0606	通知文書	監査部	事業報告書(写)提出依頼	115E
0612	通常総会(第23回)	事務局	平成23年度事業報告及び決算 他	-
0612	理事会(書面)(第4回)	事務局	代表理事の選定	-
0612	通知文書	事務局	通常総会結果 他	125E
0613	個人向けバイナリーOP 意見交換会	事務局	意見交換	-
0613	通知文書	業務部	故寛仁親王殿下御喪儀当日における弔意表明に関する依頼	138E
0613	通知文書	業務部	省エネ対策に関する周知	139E
0619	監視委への業務報告会	事務局	年次での監視委員会への業務報告	-
0628	通知文書	業務部	今夏の節電目標の改訂方針周知	142E
0628	FX部会幹事会(第32回)	事務局	スプレッド広告ガイドライン見直し案 等	-
0630	配布	事務局	知識(平成24年版)の送付	-
0705	通知文書	業務部	大分県内の大雨災害に対する金融上の措置に関する周知	147E
0706	通知文書	業務部	福岡県内の大雨災害に対する金融上の措置に関する周知	150E
0702	監視委説明会	監査部	証券検査基本方針について	-

0710	通知文書	事務局	節電目標の改定について	153E
0713	通知文書	業務部	熊本県及び大分県内の梅雨前線による大雨災害に対する金融上の措置に関する周知	154E
0713	通知文書	業務部	「FINMACあっせんに関する業務資料」の一部改正	157E
0717	通知文書	業務部	福岡県内の梅雨前線による大雨災害に対する金融上の措置に関する周知	158E
0718	通知文書	業務部	「FIAジャパンカンファレンス」開催周知	160E
0719	通知文書	業務部	「FINMAC平成23年度事業報告」について周知	161E
0720	規律委員会(第1回)	事務局	会員、外務員の処分	-
0723	外為市場委員会 E・コマース小委員会	調査部	コード・オブ・コンタクト(E・コマース)改訂検討会	-
0726	自主規制部会(書面)(第1回)	事務局	個人投資家向けバイナリーオプションWG設置について	-
0730	通知文書	業務部	今夏の節電取り組み 周知	165E
0802	業務部会(第2回)	事務局	個人投資家向けバイナリーオプションWG設置の報告 他	-
0802	通知文書	事務局	FATCA への対応	170E
0802	通知文書	事務局	規律委員会の運営方針等	171E
0810	通知文書	業務部	疑わしい取引の届出に係る事業者ID発行 周知	178E
0813	通知文書	事務局	FATCA への対応(追加)	179E
0815	通知文書	業務部	京都府内大雨災害に対する金融上の措置	180E
0817	通知文書	監査部	監視委検査指摘事項(H24年度1Q) 周知	183E
0822	外為市場委員会 調査小委員会	調査部	共同調査に関する検討会	-
0829	外為市場委員会 E・コマース	調査部	コード・オブ・コンタクト(E・コマース)改訂検討会	-
0830	理事会(書面)(第5回)	事務局	退会(サン・キャピタル・マネジメント) 特別参加者入会(サン・キャピタル・マネジメント) 会員、外務員処分	-
0830	通知文書	事務局	会員処分	190E
0903	通知文書	調査部	契約締結前交付書面(ひな形)改訂	194E
0904	バイナリーOP意見交換会	事務局	統計、モニタリング、データ保存	-
0913	バイナリーOPWG(第1回)	事務局	今後のテーマ 他	-
0914	通知文書	業務部	テロ資金対策推進 周知	198E
0921	通知文書	業務部	鹿児島県内台風災害に対する金融上の措置	202E

1002	規律委員会（書面）（第2回）	事務局	外務員の処分	-
1004	業務部会（第3回）	事務局	定款変更案等	-
1004	自主規制部会（第2回）	事務局	仲介業規則の制定等	-
1005	通知文書	業務部	緊急地震速報訓練への参加要請等	211E
1010	バイナリーOPWG（第2回）	事務局	近況説明 等	-
1019	配布	事務局	法規集（H24）の送付	215E
1022	通知文書	事務局	店頭デリバティブ取引情報保存等に関する件	218E
1030	通知文書	業務部	犯罪収益移転防止法留意事項	221E
1030	理事会（書面）（第6回）	事務局	外務員処分、入会（野村ファイナンシャル・プロダクツ・サービス、プレミア証券）	-
1029	金融庁との意見交換会（第4回）	事務局	業務委員、自主規制委員の出席	-
1030	通知文書	業務部	大阪セミナー開催について	226E
1101	通知文書	調査部	決算状況表の提出	227E
1102	自主規制委員会（書面）（第1回）	事務局	仲介業規則の制定等	-
1107	通知文書	事務局	FATCAセミナーの開催について	231E
1112	業務部会（第4回）	事務局	臨時総会招集、定款一部変更、仲介規則 他	-
1112	通知文書	監査部	監視委検査における主な指摘事項（H24.2Q）	238E
1113	理事会（第7回）	事務局	代表理事の職務執行状況報告	-
1113	通知文書	調査部	TR サンプル事例	239E
1114	バイナリーOPWG（第3回）	事務局	規制骨子案	-
1114	通知文書	業務部	被災地産品消費拡大	241E
1121	協会セミナー	事務局	FATCA	-
1121	通知文書	業務部	1019FATF 声明を踏まえた犯収法の適切な履行	245E
1121	通知文書	業務部	今冬の電力需給対策	246E
1122	理事会（書面）（第8回）	事務局	臨時総会招集、定款一部変更、仲介規則 他	-
1126	協会セミナー（大阪）	事務局	「最近の経済状況と監督上の取組みについて」 他	-
1126	お知らせ	事務局	自主規制見直し等ご意見募集 結果	-
1126	通知文書	調査部	ロスカット未収金残高報告見直し	250E
1127	通知文書	業務部	冬季省エネルギー対策	252E
1129	通知文書	業務部	1127 暴風雪災害に対する金融上措置 要請	253E
1129	通知文書	業務部	犯収法 ポスター及びリーフレットの送付	254

1205	バイナリーOPWG(第4回)	事務局	規制骨子案	-
1205	通知文書	業務部	1203 緊急地震訓練アンケート	256E
1206	通知文書	事務局	H24 年度年央報告	258E
1207	FINMAC 運営審議会	事務局	紛争解決等業務状況 他	-
1212	バイナリーOPWG(第5回)	事務局	規制骨子案	-
1212	臨時総会	事務局	定款一部変更	-
1212	通知文書	事務局	定款一部変更、規則一部改正及び制定	260E
1213	理事会(書面)(第9回)	事務局	入会(じぶん銀行)	-
1218	通知文書	事務局	FATCA 資料	266E
1220	業務部会	事務局	H25 年度予算、事業計画骨子案説明 他	-
1226	通知文書	業務部	東日本大震災避難住民の避難場所の省名	274E
1228	理事会(書面)(第10回)	事務局	退会(イニシア・スター証券)	-
1228	会報 95 号	事務局	H24 年度年央、「決算状況表」にみる会員の事業態様 他	-
0118	通知文書	業務部	会員セミナー(東京)開催通知	7E
0121	通知文書	調査部	契約締結前交付書面の一部改訂	8E
0122	規律委員会(第3回)	事務局	会員処分	-
0125	通知文書	監査部	スプレッド広告表示ガイドラインの一部改正	11E
0128	FX幹事会(第36回)	事務局	スリッページ関連 他	-
0130	理事会(書面)(第11回)	事務局	退会(三田証券) 特別参加者入会(SBIリクイディティ・マーケット)	-
0130	バイナリーOPWG(第6回)	事務局	FATCA 資料	-
0206	通知文書	事務局	金商業者等に対する検査指摘事項	18E
0207	通知文書	業務部	北朝鮮金融機関との取引等監視強化	19E
0218	バイナリーOPWG(第7回)	事務局	規制骨子論点	-
0220	理事会(書面)(第12回)	事務局	退会(CMC Markets Japan、みずほインベスターズ証券、 フェニックス証券)、会員処分	-
0220	セミナー(東京)	事務局	「G20と日本の経済政策」	-
0227	バイナリーOPWG(第8回)	事務局	規制骨子論点、具体案	-
0301	FX部会幹事会(第37回)	事務局	スリッページ関連自主規制規則 他	-
0301	通知文書	業務部	東日本大震災二周年追悼式当日の弔意表明 周知	37E
0301	通知文書	業務部	疑わしい取引の参考事例の改正 周知	38E
0304	業務委員会(第2回)	事務局	臨時総会付議事項(H25 事業計画・予算、役員選任)の説明	-

0306	東京外為市場委員会打ち合わせ	調査部	共同調査の件	-
0306	バイナリーオプションスモールミーティング①	事務局	規則案検討	-
0308	バイナリーオプションスモールミーティング②	事務局	規則案検討	-
0308	バイナリーオプションスモールミーティング③	事務局	規則案検討	-
0311	通知文書	業務部	金融先物取引業務マニュアル改訂	42E
0312	理事会(書面)(第13回)	事務局	臨時総会議案	-
0312	通知文書	総務部	金融先物取引に関する法令規則等の英訳	44E
0312	通知文書	事務局	犯収法の経過措置 代表者等の本人特定事項の確認 周知	45E
0325	理事会(書面)(第14回)	事務局	入会(IS証券) 退会(三京証券、ひろぎんウツミ屋証券、レクセム証券、RBC キャピタルマーケット証券会社、カカコム・フィナンシャル)、 会員処分	-
0325	通知文書	監査部	システムリスク管理態勢 書面監査	52E
0325	通知文書	監査部	会員処分	57E
0325	通知文書	業務部	金融 ADR 制度フォローアップに係る有識者会議議論 周知	58E
0326	臨時総会	事務局	事業計画・予算、役員選任	-
0326	第 38 回FX部会幹事会	事務局	スリッページ関連自主規制規則 他	-
0326	通知文書	業務部	開催臨時総会の結果	61E
0326	通知文書	業務部	定款一部変更に伴う金先業務取扱規則の取扱い	62E
0326	通知文書	調査部	FX顧客の損失額等に関する調査のお願い	66E
0328	バイナリーOPWG(第9回)	事務局	規則案検討	-
0328	通知文書	調査部	犯収法経過措置の本人特定事項の確認(訂正連絡)	68E
0328	通知文書	業務部	金融先物取引業務マニュアル改訂のお知らせについて	69E
0328	通知文書	調査部	外為市場委・調査部共同調査の店頭 FX 取引等アンケート依頼	72E
0329	会報 96 号	事務局	2012 年海外主要金融先物市場の現状 他	-

別紙5 平成24年度収支決算の概要

科目	平成24年度		差異(A-B)	差異の要因
	予算額 A	決算額 B		
I 事業活動収支の部				
1 事業活動収入	291	286	5	
うち 定額会費収入	98	94	4	会員予算時員170社、請求時164社、6社減、特別参加者予算時7社、請求時6社、1社減
うち 比例会費収入	136	136	0	
うち 特定資産利息収入	11	3	8	①再投資時期の遅れ ②目標利回りに達しなかったこと ③再投資先の変更
うち 受験料収入	20	13	7	外務員資格試験の受験者数(予算1,200人に対し587人、631人減)
2 事業活動支出	379	323	56	
うち 事業費支出	336	292	44	
うち 広報・研修試験費支出	15	6	9	
うち 職員給与支出	194	172	22	職員欠員補充が行われなかったことによる人件費の減
うち その他事務管理費支出	26	21	5	
うち 管理費支出	42	31	11	
うち 職員給与支出	10	5	5	職員欠員補充が行われなかったことによる人件費の減
うち その他事務管理費支出	17	11	6	
II 投資活動収支の部				
1 投資活動収入	384	263	121	
うち 自主規制事業実施積立資金取崩収入	297	175	122	実施事業等会計に属する収支において予算未達が生じたため及び前期繰越収支差額による充当額が増加したため
2 投資活動支出	276	282	△6	
III 財務活動収支の部				
1 財務活動収入	40	35	5	
2 財務活動支出	76	76	0	
IV 予備費支出	40		40	

別紙6 平成24年度資産運用状況報告

平成24年度資産運用状況報告

平成24年度における資産管理運用状況について、資産管理運用規程第5条に基づき報告する。

<参考>資産管理運用規程

(理事会への報告等)

第5条 経理規則第7条に定める会計主幹責任者は、本協会の資産管理運用の管理者とし、本協会の定款、経理規則及び法令に従い、忠実に職務を執行し、管理運用の経過及び結果について、少なくとも年1回又は必要に応じて理事会に報告するものとする。

1 資産運用方針

平成23年度末に売却した預託金に係る超長期国債の再運用は、平成24年4月1日に制定した「資産管理運用規程」第3条に基づき、元本回収の確実性を確保し、有利運用に努め、預り預託金の返還を考慮し、流動性を確保した上で、国債を中心に運用する。

<参考>資産管理運用規程

(特定資産の運用方針)

第3条 特定資産は、元本回収の確実性を確保し、有利運用に努めるものとする。

2 資産運用の経緯

(1) 運用対象額等の決定

① 決定時期

② 運用対象額

③ 運用対象

平成24年7月11日

平成24年4月1日現在の預り預託金充当資産13億59百万円から会員の退会に伴う預託金の返還を考慮し運用可能額を10億円とする。

運用可能額10億の運用先は、5億円を10年国債とし、残り5億円を年度内償還の国庫短期証券とする。

(2) 資産運用状況

平成25年3月31日現在の資産運用状況は下記のとおりである。

対象資産	運用対象	現金	普通預金	MMF	FFF	定期預金 (6ヶ月)	国庫短期証券 第266回	超長期国債 第62回	合計
	預け先								
	買付日								
	償還日								
	利回り(税引前)			0.0940%	0.0930%			0.8000%	
	利払日		8.2月/20頃	毎月末	毎月末	12月25日		6.12月/20日	
	簿面					50,000,000	500,000,000	500,000,000	
	簿価(100円単価)						99.9347	99.1430	
	年度末残高	33,655	515,870,859	985,321,663	164,161,391	50,000,000	0	496,007,168	2,211,394,736
① 預り預託金充当資産		0	515,870,859	91,960,582	164,161,391	50,000,000	0	496,007,168	1,318,000,000
② 過剰金積立資産		0	0	47,543,311	0	0	0	0	47,543,311
③ 自主規制事業実施積立資産		0	0	789,240,703	0	0	0	0	789,240,703
④ 役員退職慰労引当資産		0	0	7,541,000	0	0	0	0	7,541,000
⑤ 退職給付引当資産		0	0	45,977,000	0	0	0	0	45,977,000
⑥ その他流動資産		33,655	0	3,059,067	0	0	0	0	3,092,722
合計①～⑥)		33,655	515,870,859	985,321,663	164,161,391	50,000,000	0	496,007,168	2,211,394,736

3 平成24年度利息収入内訳

※ 収支計算書上のI.事業活動収支の部、1.事業活動収入、② 特定資産利息収入に表示されている。

運用対象の利息収入	現金	普通預金	MMF	FFF	定期預金 (6ヶ月)	超長期国債 第62回	国庫短期証券 第266回	合計
予算額	0	32,725	787,415	0	155,060	10,524,800	0	11,500,000
決算額	0	70,102	727,059	160,723	7,521	2,163,288	326,500	3,455,193
差異(予算額-決算額)	0	△ 37,377	60,356	△ 160,723	147,539	8,361,512	△ 326,500	8,044,807

別紙7 最近における法人の業務運営適正化等の措置の主なもの

1. 法人運営の基本的な機関である業務部会等の定例開催（平成22年度より）
2. 事業計画・収支予算の年度開始前編成（平成22年度計画等より）
3. 役員報酬の分離計上（平成20年度決算より）
4. 外務員登録事務（受任事務）処理報告の作成（平成21年度決算より）
5. 経理基盤整備（会計機械化平成23年度試行開始）
6. 会員と法人事務局間の双方向情報共有基盤整備（Kinsaki-net 平成21年度供用開始）
7. 常勤役員業務報告（年次報告、年末財務事情（会費所要額水準見通し）ほか2件（平成21年度より作成試行）
8. 職員パソコン環境の管理態勢強化及び情報漏洩リスク軽減を目的の一つとする Thin Client 環境を導入（平成24年3月より）
9. 会員及び外務員の処分関係の執行適正化のための規律委員会の設置（平成25年6月より）
10. 定款第30条第6項に規定する代表理事の職務執行状況の理事会への報告（平成24年11月実施）
11. 「資産管理運用規程」第5条に基づく資産管理運用の理事会への報告（平成24年11月実施）
12. 公益目的支出計画実施報告書の作成（平成25年3月）

別紙 8 金融商品取引法第 64 条の 7 に基づく外務員の登録に関する委任事務の処理について
(平成 24 年度)

(1) 外務員登録事務従事者名簿

H25.3.31現在

部署名	役職名	氏名	備考
業務部	業務部長	A	統括責任者
〃	主任調査役	B	責任者
〃	調査役	C	登録事務担当
総務部	主任調査役	D	システム担当
〃	調査役	E	登録事務担当
〃	係員	F	登録事務担当

(2) 平成24年度 外務員登録実績実績

金商法第64条の7(登録事務の委任)第2項により行われた登録事務

(件)

金商法第64条第1項第1号	外務員登録	平成24年度 総計							平成21年度 総計
		新規	既存	平成24年度	平成23年度	平成22年度	平成21年度	総計	
金商法第64条第4	廃止			8,321	9,504			11,159	
金商法第64条の4	氏名変更		1,703	2,120	1,015			1,529	
金商法第64条の4	役職変更		11,386	12,318	6,316			7,252	
金商法第64条の2	登録の拒否		2,091	1,927	1,903			1,559	
金商法第64条の9	審査請求		38	54	55			62	
金商法第64条の6	登録の抹消		0	0	0			0	
日証協との連携	外務員情報を交換し、処分者等への対応を適宜行う協力体制の構築。		1	2	0			0	

(3) 平成24年度外務員登録事務収支状況

(単位:円)

	平成24年度	平成23年度	平成22年度	平成21年度
外務員登録手数料収入 ①	11,121,000	9,872,000	10,921,000	13,117,000
収入計 (a) ①	11,121,000	9,872,000	10,921,000	13,117,000
外務員登録関係費支出 ②	2,867,002	3,408,757	2,425,363	4,270,725
保守	(1,220,000)	(630,000)	(0)	(630,000)
外務員登録済み通知等送料	(313,502)	(342,757)	(344,523)	(386,250)
その他	(0)	(0)	(1,315)	(1,575)
サーバ障害対応	(0)	(0)	(0)	(630,000)
情報セキュリティコンサル料	(987,000)	(2,089,500)	(1,753,500)	(2,047,500)
外務員サーバ保守+有線LAN保守(@22,050×12)	(346,500)	(346,500)	(326,025)	(176,400)
データセンター設置費	(0)	(0)	(0)	(399,000)
ソフトウェア取得支出	2,388,482	2,858,850	3,544,063	(3,045,321)
文書管理システム ③	(440,000)	(1,000,000)	(1,000,000)	(83,333)
外務員システム ④	(1,948,482)	(1,858,850)	(2,544,063)	(2,961,988)
人件費 ⑤	9,781,856	9,445,724	7,404,842	5,376,247
水道光熱費 ⑥	15,706	14,305	14,964	17,660
事務所賃借料 ⑦	1,092,356	1,078,192	1,020,845	1,089,997
支出計 (b) ②+③+④+⑤+⑥+⑦	16,145,202	16,805,828	14,410,077	13,799,950

収支差 (a)-(b)	△ 5,024,202	△ 6,933,828	△ 3,489,077	△ 682,950
-------------	-------------	-------------	-------------	-----------

各費用項目の算出根拠

番号	項目	算出方法
②	外務員登録関係費支出	外務員登録に関係する直接費
③	ソフトウェア取得支出 文書管理システム	外務員登録に関係するシステム開発費のうち当期費用分
④	ソフトウェア取得支出 外務員システム	
⑤	人件費	外務員登録事務従事者の時間単価給与を算出(※)し、従事時間を乗じて算出
⑥	水道光熱費	外務員登録事務従事者の年間水道光熱費及び事務所賃借料を算出し、従事割合を乗じて算出
⑦	事務所賃借料	

※ 時間外給与の計算方法

「一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)」第19条(勤務1時間当たりの給与額の算出)に基づき算出した単価(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第十九条 第十五条から第十八条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、俸給の月額並びにこれに対する地域手当、広域異動手当及び研究員調整手当の月額の合計額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたもので除して得た額とする。

別紙 9 外務員資格試験、外務員資格更新研修試験及び内部管理責任者資格試験の実施状況

(単位：人)

	外務員資格試験		外務員資格更新研修試験		内部管理責任者資格試験	
	受験者数	合格者数	受験者数	合格者数	受験者数	合格者数
平成24年 4月	41	41	24	24	33	33
5月	102	101	25	25	56	56
6月	58	58	36	36	27	27
7月	56	52	50	50	34	34
8月	76	74	68	63	56	56
9月	37	37	22	22	27	27
10月	35	35	50	50	27	27
11月	46	46	35	35	56	56
12月	16	16	25	25	28	28
平成25年 1月	21	21	23	23	29	27
2月	31	31	189	186	38	38
3月	26	26	27	27	26	26
本年度累計	545	538	574	566	437	435

別紙 10 所管金融商品取引状況

取引所名	四半期出来高推移(平成21年度～24年度第3(四)半期) (単位:枚)	平成24年度第3(四)半期実績 取扱社数	証拠金規制		信託保全		ロスカット規則		再勤務の禁止		注意喚起文書		自主規制事業
			個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	
国内取引所													
金利系	東京金融取引所(TFX)		32社 取 32社 銀行15社 証券17社	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 合同監査の実施(定款第14条の2) 出来高状況報告(定款の施行に関する規則第3条) 資料の提出等(定款第14条) セミナーを通じて啓蒙(定款第4条第1項第10号)
通貨系	東京金融取引所(TFX) 大阪証券取引所(OSE)		32社 (内媒介2社) 銀行20社 証券16社 商品先物6社 FX専業5社	府令第117条第1項第27号	府令第143条第1項第1号	府令第117条第1項第9号	府令第123条第1項第21の2号	府令第117条第1項第9号	府令第117条第1項第9号	府令第117条第1項第9号	府令第117条第1項第9号	府令第117条第1項第9号	<ul style="list-style-type: none"> 合同監査の実施(定款第14条の2) 出来高状況報告(定款の施行に関する規則第3条) 資料の提出等(定款第14条) セミナーを通じて啓蒙(定款第4条第1項第10号)
金利系	CME CBOT NYSE LIFFE SYDNEY FUTURES EX		35社 銀行17社 証券18社	府令第117条第1項第27号	府令第143条第1項第1号	府令第117条第1項第9号	府令第123条第1項第21の2号	府令第117条第1項第9号	府令第117条第1項第9号	府令第117条第1項第9号	府令第117条第1項第9号	府令第117条第1項第9号	<ul style="list-style-type: none"> 監査の実施(定款第14条の2) 業務の報告(出来高状況報告)(定款の施行に関する規則第3条) 資料の提出等(定款第14条)
海外取引所	CME		35社 銀行17社 証券18社	府令第117条第1項第27号	府令第143条第1項第1号	府令第117条第1項第9号	府令第123条第1項第21の2号	府令第117条第1項第9号	府令第117条第1項第9号	府令第117条第1項第9号	府令第117条第1項第9号	府令第117条第1項第9号	<ul style="list-style-type: none"> 監査の実施(定款第14条の2) 業務の報告(出来高状況報告)(定款の施行に関する規則第3条) 資料の提出等(定款第14条)
金利・通貨系	その他取引所		35社 銀行17社 証券18社	府令第117条第1項第27号	府令第143条第1項第1号	府令第117条第1項第9号	府令第123条第1項第21の2号	府令第117条第1項第9号	府令第117条第1項第9号	府令第117条第1項第9号	府令第117条第1項第9号	府令第117条第1項第9号	<ul style="list-style-type: none"> 監査の実施(定款第14条の2) 業務の報告(出来高状況報告)(定款の施行に関する規則第3条) 資料の提出等(定款第14条)
金利・通貨系	シンガポール証券取引所 パリ国際金融取引所 フィラデルフィア証券取引所 香港証券取引所 韓国証券取引所等		35社 銀行17社 証券18社	府令第117条第1項第27号	府令第143条第1項第1号	府令第117条第1項第9号	府令第123条第1項第21の2号	府令第117条第1項第9号	府令第117条第1項第9号	府令第117条第1項第9号	府令第117条第1項第9号	府令第117条第1項第9号	<ul style="list-style-type: none"> 監査の実施(定款第14条の2) 業務の報告(出来高状況報告)(定款の施行に関する規則第3条) 資料の提出等(定款第14条)

別紙 11 FX 取引に関するこれまでの主な施策

< (1) 開始時期 (2) 規則、通知文書等 (3) 主な内容等 >

1. 店頭 FX 取引月次統計の開始

- (1) 平成 21 年 1 月開始（平成 20 年 11 月から平成 20 年 12 月までは試行期間）
- (2) 通知文書【金先協平 20 第 277 号 E】（平成 20 年 12 月 12 日）
- (3) 店頭 FX の月次取引高について協力会員からの報告を集計、一般サイトにて公表

2. 顧客区分管理信託状況についての検証

- (1) 平成 22 年 1 月 29 日より
- (2) 外国為替証拠金取引に係る顧客資産の区分管理に関するガイドライン
- (3) 「第 4 条 会員は、毎年 1 回以上定期的に、顧客区分管理信託の状況について、外部監査又は独立した部署による内部監査を受けること等により、適切に管理がなされているかを検証し、その結果について、速やかに、取締役会等に報告を行うこととする。」

3. BCP 体制の整備

- (1) 平成 22 年 8 月 25 日
- (2) 会員の緊急時事業継続体制の整備等に関する規則（平成 22 年 8 月 25 日理事会成立）会員の緊急時事業継続体制の整備に関するガイドライン（同日制定）
- (3) 緊急時における会員の事業継続体制の整備

4. FX 取引におけるロスカット未収金報告制度の開始

- (1) 平成 21 年 9 月 16 日発生分より
- (2) 通知文書【金先協平 21 第 180 号 E】（平成 21 年 9 月 16 日）
- (3) ロスカット取引に起因する未収金額について報告を受け、集計の上、一般サイトにて公表

5. FX 取引におけるロスカット月次状況報告制度

- (1) 平成 22 年 6 月分より平成 23 年 9 月分まで
- (2) 通知文書【金先協平 22 第 154 号 E】（平成 22 年 7 月 1 日）
- (3) 月間のロスカット件数について報告を受け集計

6. ロスカット取引の適切な運用

- (1) 平成 21 年 12 月 11 日より

(2) 外国為替証拠金取引に係るロスカット取引に関するガイドライン

→ 平成 23 年 2 月 1 日より規則化： 金融先物取引業務取扱規則第 25 条の 3、同条に関する細則（外国為替証拠金取引に係るロスカット取引関係）（平成 23 年 1 月 26 日制定）

(3) ロスカット水準表の設定、ロスカットが機能しなかった場合の対応、ロスカット取引の実行状況の検証及び必要データの保存

7. 店頭 FX 取引に係るスプレッド広告の適正な実施

(1) 平成 22 年 9 月 3 日より

(2) スプレッド広告表示の適正性維持に関するガイドライン

(3) スプレッド広告開始前、開始後の検証、検証に必要なデータの保存

→ 平成 24 年 12 月 12 日一部改正：スプレッド広告において例外がある旨の表示の記載方法など

8. 店頭 FX 取引に係る価格配信態勢整備義務

(1) 平成 23 年 2 月 1 日施行

(2) 金融先物取引業務取扱規則第 25 条の 2（平成 22 年 10 月 28 日理事会成立）

(3) 価格配信基準の決定、必要なシステムの整備、配信基準等の運用状況の検証及び当該記録の保存

9. 注意喚起文書の交付義務

(1) 平成 23 年 4 月 1 日施行

(2) 金融先物取引業務取扱規則第 7 条の 2（平成 23 年 2 月 18 日理事会成立）

(3) 契約締結前に、不招請勧誘規制の適用がある旨、リスクに関する注意喚起等を記載した注意喚起文書の交付

10. 店頭 FX 取引における配信価格及び配信時刻の保存

(1) 平成 22 年 11 月 5 日（通知文書により依頼）

(2) 通知文書【金先協平 22 第 264 号 E】

→ 平成 23 年 6 月 30 日規則化： 金融先物取引業務取扱規則第 25 条の 4、同条に関する細則（店頭外国為替証拠金取引に係るデータ保存関係）

(3) 顧客への配信レート及び配信時刻等の保存、顧客説明、苦情報告等

11. アフィリエイト広告の適正な利用

- (1) 平成 24 年 3 月 30 日より
- (2) アフィリエイト広告利用に関するガイドライン
- (3) ランディングページ冒頭に注意喚起文言の設置、契約の整備等

12. FX 取引の広告等に関する Q&A 事例集の作成

- (1) 平成 24 年 3 月 30 日
- (2) FX 取引の広告等に関する Q&A 事例集
- (3) FX 広告の審査を行う際の参考になるよう、会員から問い合わせの多い質問に対する回答、本協会監査部が実際に行った主な指導事例を取り纏めたもの。
→ 平成 24 年 12 月 12 日一部改正：スプレッド広告において例外がある旨の表示の記載方法など

以 上

別紙 12 あっせん・苦情・相談処理状況

あっせん・苦情・相談処理状況
(平成 24 年 4 月 1 日 ~ 平成 25 年 3 月 31 日)

(単位：件)

区分	平成 24 年									平成 25 年			合計
	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	
あっせん申立て	19	12	9	12	15	11	6	11	6	6	6	8	121
あっせん終結	16	14	12	13	13	17	15	12	14	5	16	21	168
苦情	25	19	22	19	21	10	14	18	17	18	15	10	208
相談	35	20	23	19	25	25	28	21	36	26	42	35	335

※ 平成 25 年 3 月度:FINMAC からの確定値による

別紙 13 他の金融商品取引業協会等との協調等

1. 金融商品取引業協会 5 団体

平成 21 年 9 月に金融商品取引業協会 5 団体によって設置された「金融商品取引業協会連絡協議会」及び「金融商品取引業協会連絡協議会ワーキング・グループ」に参加し、各協会相互の情報交換及び連携の強化・促進を図っております。

2. 特定非営利活動法人「証券・金融商品あっせん相談センター」(「FINMAC」)

苦情の解決及び紛争のあっせんの業務について、特定非営利活動法人「証券・金融商品あっせん相談センター」(「FINMAC」)の設立に積極的に協力し、平成 22 年 2 月以降、業務委託を開始しました。その後、同法人は平成 23 年 4 月 1 日より、指定紛争解決機関として特定第 1 種金融商品取引業務に関する苦情解決支援及び紛争解決支援業務を行うこととなりました。これに伴い、あっせんについては、本協会よりの業務委託から、同センターの独自業務となり、他方、苦情・相談、第 2 種金融商品取引業務及び登録金融機関業務は、引き続き本協会からの業務委託となっています。

3. 第二種金融商品取引業協会

第二種金融商品取引業協会に後援会員として参加するほか、同協会の主催する「自主規制規則検討会合」及び「研修制度に関する検討会合」にオブザーバーとして参加しました。

4. 金融・資本市場統計整備懇談会

日本証券業協会の主催する「金融・資本市場統計整備懇談会」の最終報告を受け統計の標準化を推進するために設置された「金融・資本市場統計整備連絡協議会」に参加し、統計データの充実、提供方法の規格に関する標準化へ向けての整備を進めております。また会報に掲載していた統計を本協会一般向けホームページに移行し、昨年度よりリンクしている証券統計ポータルサイト(証券関係機関が従来より無償で各種統計を公表)の利便性を高めました。

5. 外務員処分に関しての日本証券業協会との情報交換

外務員登録等事務の適正化を期するため、外務員処分に関しての日本証券業協会との情報交換を実施しています。(平成 24 年度においては、6 回実施しました。)

6. 東京外国為替市場委員会 (E・コマース小委員会)

東京外国為替市場委員会 (E・コマース小委員会)に平成 23 年 3 月、正式メンバーとして参

加しました。また、同委員会が毎年4月に銀行等を対象に行っているサーベイへの協力依頼に対しては、前年度に引き続き、店頭外国為替証拠金取引の調査について協力を行いました。

7. 海外規制当局、自主規制団体

海外規制当局、自主規制団体との連携の観点から、米国 CFTC 及びシンガポール MAS の開催した規制関係者会合への参加、FIA (Futures Industry Association)、NFA (National Futures Association) との間で、主催会合等への出席、本協会の自主規制について説明、意見交換等を行いました。

8. その他

平成 24 年より実施予定である店頭デリバティブ取引の保存・報告義務に関する準備作業を東京外国為替市場委員会、全国銀行協会、日本証券業協会、ISDA と連携して行い、会員への情報提供を行いました。

一般社団法人 **金融先物取引業協会定款**

一般社団法人 金融先物取引業協会定款

平成元年7月26日	制 定
平成4年7月20日	一部変更
平成10年6月15日	一部変更
平成11年7月13日	一部変更
平成13年5月21日	一部変更
平成14年3月11日	一部変更
平成17年3月17日	一部変更
平成17年7月1日	一部変更
平成19年9月30日	一部変更
平成22年2月1日	一部変更
平成23年4月1日	一部変更
平成24年4月1日	一部変更
平成24年12月12日	一部変更

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人金融先物取引業協会（以下「本協会」という。）と称する。

2 本協会の英文名は、The Financial Futures Association of Japan とする。

(事 務 所)

第2条 本協会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 本協会は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

(定 義)

第2条の2 この定款において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 金融先物取引 第2号、第3号又は第4号に掲げる取引をいう。
- (2) 取引所金融先物取引 金融商品取引法（昭和23年法律第25号。以下「法」という。）第2条第21項に規定する市場デリバティブ取引のうち、金融商品取引法施行令（以下「施行令」という。）第16条の4第2項第1号に規定する取引又はその他の市場デリバティブ取引（有価証券に関連するものを除く。）をいう。
- (3) 店頭金融先物取引 法第2条第22項に規定する店頭デリバティブ取引のうち、金融商品取引業等に関する内閣府令第79条第2項第2号に規定する店頭金融先物取引をいう。
- (4) 海外金融先物取引 法第2条第23項に規定する外国市場デリバティブ取引のうち、施行令第16条の4第2項第2号に規定する取引又はその他の外国市場デリバティブ取引（有価証券に関連するものを除く。）をいう。
- (5) 金融先物取引業 法第2条第8項に規定する金融商品取引業のうち、以下に掲げる行為

のいずれかを業として行うことをいう。

- ① 金融先物取引
 - ② 金融先物取引の媒介、取次ぎ又は代理
 - ③ 取引所金融先物取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理
 - ④ 海外金融先物取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理
- (6) 金融商品仲介業 会員の委託を受けて、取引所金融先物取引又は海外金融先物取引の委託の媒介を当該会員のために行う業務をいう。
- (7) 金融商品仲介業者 会員を所属金融商品取引業者等（法第 66 条の 2 第 1 項第 4 号に規定する所属金融商品取引業者等をいう。以下同じ。）とする法第 66 条の 3 による登録が行われた金融商品仲介業者のうち、第 6 号に規定する金融商品仲介業を行う者をいう。

第 2 章 目的及び業務

(目 的)

第 3 条 本協会は、会員の行う金融商品取引業（登録金融機関業務を含む。以下同じ。）の業務の適正かつ円滑な運営を確保することにより、投資者の保護を図るとともに、金融商品取引業の健全な発展に資することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本協会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 金融先物取引業を行うに当たり、法その他の法令の規定を遵守させるための会員及び金融商品仲介業者に対する指導、勧告その他の事業
- (2) 会員及び金融商品仲介業者の行う金融先物取引業に関し、契約の内容の適正化、資産運用の適正化、その他投資者の保護を図るため必要な調査、指導、勧告その他の事業
- (3) 会員及び金融商品仲介業者の法若しくは法に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくは本協会の定款その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況の調査
- (4) 会員及び金融商品仲介業者の行う金融先物取引業に関する投資者からの苦情の解決
- (5) 会員及び金融商品仲介業者の行う金融先物取引業に争いがある場合の法第 78 条の 7 に規定するあっせん
- (6) 法第 78 条の 8 第 1 項に規定する苦情の解決及びあっせんの業務の第三者への委託
- (7) 法第 64 条の 7 第 1 項若しくは第 2 項又は第 66 条の 25 の規定により行う外務員の登録事務
- (8) 投資者に対する広報、その他金融先物取引業に関する啓蒙、宣伝及び刊行物の発行
- (9) 会員及び金融商品仲介業者の業務改善、その他金融先物取引業の健全な発展に資するた

めの企画立案

- (10) 会員、金融商品仲介業者等金融先物取引業に従事する者の役職員の研修
 - (11) 関係官庁、その他関係機関及び関係諸団体に対する意見の開陳及び連絡
 - (12) 会員相互間の意思の疎通及び意見の調整
 - (13) 法第 79 条の 5 及び第 194 条の 5 の規定に基づく主務大臣への協力
 - (14) 前各号に掲げるもののほか、本協会の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項に規定する事業に係る業務の詳細については、業務規程で定める。
- 3 第 1 項の事業は日本全国において行うものとする。

(協会規則等)

第 5 条 本協会は、前条第 1 項に規定する事業に係る業務を円滑に行うため、協会規則及び紛争処理規則を定めることができる。

(定款施行規則)

第 6 条 定款の施行に関し必要な事項は、「定款の施行に関する規則」(以下「定款施行規則」という。)をもって定める。

(諸規則の制定及び改正)

第 7 条 協会規則、紛争処理規則及び定款施行規則の制定、改正及び廃止は、理事会の決議により行う。

第 3 章 会員及び特別参加者

第 1 節 会 員

(本協会の構成員)

第 8 条 本協会は、法第 29 条又は第 33 条の 2 の登録を受けて金融先物取引業を行う者で次条の規定により会員となった者をもって構成する。

- 2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成 18 年法律第 48 号。以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

(会員の資格取得等)

第 9 条 本協会の会員になろうとする者は、所定の入会申込手続により、理事会の承認を受けなければならない。

- 2 前項に規定する入会の承認を受けたときは、会員は、直ちに本協会に対する代表者としてその権利及び義務を行使する者(以下「会員代表者」という。) 1 名及び代理人 3 名以内を定め、書面をもって本協会に通知しなければならない。会員代表者又は代理人に変更があったとき

も同様とする。

(経費の負担)

第10条 会員は、本協会の活動に必要な経費に充てるため、理事会において別に定める規則により入会金及び会費を支払わなければならない。

2 会員は、本協会が特別な支出に充てるため必要と認めるときは、総会において別に定めるところにより特別会費を支払わなければならない。

3 既納の入会金、会費及び特別会費は返還しない。

第11条 削除

(預託金)

第12条 会員は、預託金を本協会に預託しなければならない。

2 預託金の額及び預託方法は、理事会の決議により定める。

3 預託金は、会員が第18条第1項各号の一に該当するときは、理事会の承認を受けて、これを返還する。

4 前項以外の事由により会員に預託金を返還する場合には、理事会において別に定めるところによるものとする。

第13条 削除

(資料の提出等)

第14条 本協会は、必要があると認めるときは、会員に対して、当該会員又は当該会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の法若しくは法に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくは本協会の定款その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況並びに当該会員の金融先物取引業の業務及び財産に関し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

2 会員は、前項に規定する説明又は資料の提出を求められたときは、正当な理由なく、これを拒んではならない。

(監査)

第14条の2 本協会は、第4条第1項第3号に規定する事業を行うため必要があると認めるときは、会員に対して、当該会員又は当該会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の法若しくは法に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくは本協会の定款その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況並びに当該会員の金融先物取引業の業務及び財産の状況又はその帳簿書類その他の物件を監査することができる。

2 前条第2項の規定は、本協会が前項の規定により監査を行う場合について準用する。

(届出及び報告事項)

第15条 会員は、定款施行規則その他の規則で定める場合には、遅滞なく、所定の様式によ

る届出書又は報告書により、本協会に届出又は報告をしなければならない。

(指導、勧告)

第 16 条 会員は、金融先物取引業を行うに当たり、本協会の指導、勧告に従って業務の遂行に努めなければならない。

(入会の拒否)

第 17 条 本協会は、本協会に入会の申込を行った金融商品取引業者又は登録金融機関が次の各号の一に該当するときは、その入会を拒否することができる。

- (1) 法令若しくは法令に基づく処分若しくは本協会若しくは金融商品取引所の定款その他の規則に違反し又は取引の信義則に背反する行為を行い、デリバティブ取引等の停止を命じられ、又は本協会若しくは金融商品取引所から除名の処分若しくは取引資格の取消しを受けたことがあること。
- (2) 第 9 条の入会申込手続に当たって提出する書類に虚偽の記載があり、又は重要な事項について記載が欠けていること。

(任意退会)

第 17 条の 2 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。ただし、本協会に対し金銭債務がある場合は、理事会の承認を受けなければならない。

(資格の喪失)

第 18 条 会員は、次の各号の一に該当するときは、その資格を失う。

- (1) 退会したとき
- (2) 会員たる資格を喪失したとき
- (3) 除名されたとき

2 前項第 2 号に規定する会員たる資格を喪失したときとは、次の各号の一に掲げる場合とする。

- (1) 会員が法第 29 条の 4 第 1 項各号の一に該当することとなったとき
- (2) 会員が法第 50 条の 2 第 1 項各号の一に該当することとなったとき
- (3) 会員が法第 52 条第 1 項、第 52 条の 2 第 1 項、第 53 条第 3 項又は第 54 条に規定する登録の取消処分を受けたとき

(会員の処分)

第 19 条 本協会は、会員が次の各号の一に該当する場合には、その会員に弁明の機会を与えた上、該当する以下の各手続を経て以下のそれぞれの処分を行うことができる。

譴責又は 1 億円以下の過怠金の賦課 理事会の決議

6 月以内の会員の権利の停止若しくは制限 理事会の決議（出席理事の 3 分の 2 以上の同

意を必要とする。)

除名 第 25 条第 2 項第 1 号の規定による決議

- (1) 会員としての義務の履行を怠ったとき
 - (2) 本協会の秩序を乱し、又は事業の遂行を妨げる行為をしたとき
 - (3) 法令若しくは法令に基づく処分若しくは本協会の定款その他の規則に違反し、又は取引の信義則に背反する行為をしたとき
 - (4) その他本協会の名誉をき損し、又は本協会の目的に反する行為をしたとき
- 2 前項の規定による処分において、過怠金の賦課と会員の権利の停止又は制限は、併科することができる。
- 3 会員は、第 1 項の規定により会員の権利の停止又は制限の処分を受けた場合においても、その期間中、会員としての義務はこれを履行しなければならない。

(取引の信義則に背反する行為)

第 19 条の 2 第 17 条第 1 号及び前条第 1 項第 3 号に規定する取引の信義則に背反する行為とは、次に掲げる行為その他の行為で、本協会若しくは会員の信用を失墜し、又は本協会若しくは会員に対する信義に背反する行為をいう。

- (1) 本協会の事業又は他の会員の行う金融先物取引業の業務に干渉し、又はこれを妨げること。
- (2) 金融先物取引業に関し、詐欺的な行為、不信若しくは不穏当な行為又は著しく不注意若しくは怠慢な事務処理を行うこと。

(会員等の名簿)

第 20 条 本協会は、会員等名簿を作成し、これを本協会の主たる事務所に常置し、一般の縦覧に供しなければならない。

- 2 前項の会員等名簿は、会員の異動又は記載事項の変更のつど、これを訂正するものとする。
- 3 会員は、第 1 項に規定する会員等名簿の記載事項に変更が生じたときは、遅滞なく、書面をもって本協会に通知しなければならない。

第 2 節 特別参加者

(特別参加者の資格)

第 21 条 第 8 条第 1 項に規定する会員資格を有しない法人は、理事会の承認を受けて、本協会の特別参加者となることができる。

(特別参加者への規定の準用等)

第 22 条 第 9 条、第 10 条、第 17 条、第 17 条の 2、第 18 条中第 2 項第 2 号及び第 3 号を除く各項並びに第 19 条から第 20 条までの規定は、特別参加者について準用する。この場合に

において、第19条の2を除くこれらの規定中「会員」とあるのは「特別参加者」と、第19条の2各号列記以外の部分の規定中「会員」とあるのは「会員若しくは特別参加者」と読み替えるものとする。

- 2 特別参加者は、本協会の事業についての情報を入手できるほか、理事会の承認を受けて、委員会において意見を述べることができる。

第4章 総 会

(構成)

第23条 総会は、すべての会員をもって組織し、通常総会と臨時総会とに区分する。

- 2 前項による総会をもって一般法人法上の社員総会とする。
- 3 総会は、通常総会として毎事業年度終了後3月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会として開催する。
- 4 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
- 5 会員総数の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、臨時総会の目的である事項及び招集の理由を示して、臨時総会の招集を請求することができる。
- 6 総会を招集するときは、開催する日の2週間前までに、会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面又は会員の承諾を得て電磁的方法により、会員に通知しなければならない。ただし、会長がやむを得ないと認めたときは、総会の招集決定において書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができることとした場合を除き、1週間前までを限度としてその期間を短縮することができる。

(権限)

第23条の2 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準
- (4) 事業報告及び事業計画の承認
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (6) 収支予算の承認
- (7) 定款の変更
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) 理事会において総会に付議すべきことを決議した事項
- (10) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(議 決 権)

第 24 条 総会における議決権は、会員 1 名につき 1 個とする。

2 会員は、前項の議決権を行使するため、総会に第 9 条第 2 項に規定する会員代表者又は代理人を出席させる。

3 会員は、理事会が承認し、第 23 条第 6 項の招集通知にその旨の記載がある場合には、総会における議決権の行使を書面又は電磁的方法によってすることができる。この場合において、当該議決権の行使を書面又は電磁的方法によって提出した会員は当該総会に出席したものとみなす。

(定 足 数)

第 24 条の 2 総会は、総会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決 議)

第 25 条 総会の決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、総会員の過半数が出席し、出席した会員の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(1) 第 19 条第 1 項に規定する会員の除名

(2) 第 32 条に規定する監事の解任

第 26 条 削除

(議 事 録)

第 27 条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及びその会議において出席した会員の中から選任された議事録署名人 2 名以上が、署名押印しなければならない。

第 5 章 役 員

(役員の設定)

第 28 条 本協会に次の役員を置く。

(1) 理事 7 名以上 14 名以内

うち 会長 1 名

副会長 1 名

専務理事 1 名

(2) 監事 3 名以内

2 前項の会長、副会長及び専務理事をもって一般法人法上の代表理事とする。

(役員を選任)

第 29 条 理事及び監事は、総会の決議によって会員の会員代表者の中から選任する。ただし、理事 2 名以内及び監事 1 名を会員代表者以外の有識者から選任することができる。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、本協会の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第 30 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、本協会の業務の執行の決定に参画する。

2 会長、副会長及び専務理事は、各自、本協会を代表し、その業務を執行する。

3 会長は総会及び理事会の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し本協会の業務を執行する。また、会長に事故若しくは支障があるとき又は会長が欠けたときは、副会長が会長の職務を執行する。

5 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本協会の業務を執行する。会長及び副会長にともに事故若しくは支障があるとき又は会長及び副会長がともに欠けたときは、専務理事が会長の職務を執行する。

6 会長、副会長及び専務理事は毎事業年度毎に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

7 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること

(2) 本協会が総会に提出する決算及び事業報告に関する書類を監査し、総会にその意見を報告すること

(3) 財産の状況又は業務の執行について、不正の事実、法令若しくは定款違反の事実、又はそのおそれのある事実を発見したときは、これを総会及び理事会に報告すること

(4) 前号の報告をするため必要があるときは理事会の開催を請求し招集すること

(役員任期)

第 31 条 理事の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する総会の終結の時までとする。

3 補欠若しくは増員として選任された理事の任期は、それぞれ前任者の任期の満了する時まで若しくは選任後に終了する事業年度のうち最終のものに関する総会の終結の時までとする。

4 補欠若しくは増員として選任された監事の任期は、それぞれ前任者の任期の満了する時

で若しくは選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する総会の終結の時までとする。

5 理事又は監事は、第28条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

6 理事又は監事に欠員を生じた時は、これを補充する。ただし、第28条に定める定数を満たす限り、理事会において会務に支障をきたさないと認めるときは、補充選任を行わないことができる。

(役員解任)

第32条 本協会は、総会の決議によりいつでも役員を解任することができる。

(役員報酬等)

第33条 役員は、無報酬とする。ただし、会員代表者以外の有識者から選任された役員については、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(役員責任の免除又は限定)

第33条の2 本協会は、役員一般法人法第111条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除する。

第6章 理事会

(理事会)

第34条 本協会に理事会を置き、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めるとき
- (2) 理事が会議の目的たる事項を示して招集の請求をしたとき
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき
- (4) 第30条第7項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき
- (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

3 理事会は、会長が招集する。ただし、第1項第3号により理事が招集する場合及び同項第5号により監事が招集する場合を除く。

4 理事会を招集するときは、開催する日の1週間前までに各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、定款に別段の定めがある場合を除き、その過半数をもって行う。

(理事会のみなし決議)

第36条 前条の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(理事会の付議事項)

第37条 理事会は、この定款に別に定めがあるもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 総会に付議すべき議案
- (2) 総会において理事会に委任された事項
- (3) 規則の制定及び変更
- (4) その他本協会の業務の運営に関して会長が必要と認めた事項
- (5) 本協会の業務執行の決定
- (6) 理事の職務の執行の監督
- (7) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長、副会長及び専務理事並びに監事は前項の議事録に記名押印する。

第7章 顧問、委員会、あっせん委員及び事務局

(顧問)

第39条 本協会に顧問を若干名置くことができる。

2 顧問は、本協会の運営について会長に対し意見を述べることができる。

3 顧問は、理事会の承認を得て会長がこれを委嘱する。

(委員会)

第40条 第4条第1項に規定する本協会の事業に係る業務を分担するため、理事会の決議により、委員会を設けることができる。

2 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

- 3 委員長及び委員は、理事会の承認を得て会長がこれを委嘱する。
- 4 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(苦情解決・あっせん業務の第三者への委託)

第40条の2 本協会は、第4条第1項第6号に基づき、同項第4号に規定する苦情の解決及び第5号に規定するあっせんの業務を特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターに委託するものとする。

- 2 前項の苦情の解決及びあっせんの委託に係る必要な事項は、協会規則をもって定める。

(事務局)

第41条 本協会の事務を処理するため、事務局を設ける。

- 2 事務局には、職員を置き、会長がこれを任免する。
- 3 重要な使用人は、会長が理事会の承認を得てこれを任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関する事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第42条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経理規則)

第42条の2 本協会の予算及び決算並びに会計処理については、理事会の決議を経た別に定める経理規則により行う。

(事業計画及び収支予算)

第43条 本協会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を経て、総会に提出しその承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

第44条 削除

(事業報告及び決算)

第45条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、2月以内に会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、総会に提出しその承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書

- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- (6) その他法令で定める帳簿及び書類

(長期借入金)

第46条 本協会が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において出席理事の3分の2以上の決議を経なければならない。

第47条 削除

(資産の管理)

第48条 本協会の資産は、理事会の決議を経て別に定めるところにより、会長がこれを管理する。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第49条 この定款は、総会において、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議を経なければこれを変更することができない。

2 定款の変更を総会に付議するときは、理事会の決議または会員総数の3分の1以上の請求を必要とする。

(解 散)

第50条 本協会は、総会において、会員総数の4分の3以上が出席し、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属等)

第 51 条 本協会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 本協会は、剰余金の分配を行わない。

第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第 51 条の 2 本協会の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 11 章 雑 則

(細 則)

第 52 条 この定款に定めるもののほか、本協会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、主務官庁の設立許可があった日（平成元年 8 月 4 日）から施行する。
- 2 本協会の設立初年度の事業年度は、第 42 条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成 2 年 3 月 31 日までとする。
- 3 本協会の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第 43 条の規定にかかわらず、創立総会の定めるところによる。
- 4 本協会の設立当初の役員の任期は、第 31 条第 1 項の規定にかかわらず、設立許可のあった日から設立初年度終了後開催される通常総会の終了の時までとする。
ただし、会員代表者以外の有識者から選任された役員の任期は、設立許可のあった日から設立次年度終了後開催される通常総会の終了の時までとする。
- 5 本協会の設立当初の役員は、第 29 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、次に掲げる者とする。（別紙 略）

附 則（平成 4.7.20 一部変更）

この定款変更は、主務官庁の認可のあった日（平成 4 年 7 月 20 日）から施行する。

（注） 変更条項は、次のとおりである。

- （1） 第 4 条中第 11 号を第 12 号とし、第 10 号を第 11 号とし、第 9 号を変更のうえ第 10 号とし、第 3 号から第 8 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 3 号を新設。
- （2） 第 14 条の 2 を新設。
- （3） 第 17 条柱書及び同条第 1 号を変更。
- （4） 第 18 条第 3 項中柱書及び第 1 号を変更し、第 3 号を第 4 号とし、第 3 号を新設。
- （5） 第 18 条第 4 項を削除。
- （6） 第 19 条柱書を変更のうえ第 1 項とし、同項第 1 号から第 4 号、第 2 項及び第 3 項を新設。
- （7） 第 19 条の 2 を新設。
- （8） 第 22 条第 1 項を変更。
- （9） 第 24 条第 3 項を変更。
- （10） 第 31 条第 1 項を変更。
- （11） 第 32 条柱書及び同条第 2 号を変更。
- （12） 第 35 条第 2 項を変更。

附 則（平成 10.6.15 一部変更）

この定款変更は、主務官庁の認可のあった日（平成 10 年 6 月 15 日）から施行する。

ただし、同日が金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行日（平成 10 年 6 月 22 日）より前であるときは、第 4 条の変更部分については同法の施行日から施行する。

（注） 変更条項は、次のとおりである。

第 4 条第 11 号及び第 28 条を変更。

附 則（平成 11.7.13 一部変更）

この定款変更は、主務官庁の認可のあった日（平成 11 年 7 月 13 日）から施行する。

（注） 変更条項は、第 4 条第 11 号。

附 則（平成 13.5.21 一部変更）

この定款変更は、総会の決議の日（平成 13 年 5 月 21 日）から施行する。

（注） 変更条項は、第 4 条第 11 号。

附 則（平成 14.3.11 一部変更）

この定款変更は、主務官庁の認可のあった日（平成 14 年 3 月 11 日）から施行する。

（注） 変更条項は、第 28 条。

附 則（平成 17.3.17 一部変更）

この定款変更は、主務官庁の認可のあった日（平成 17 年 3 月 17 日）から施行する。

（注） 変更条項は、次のとおりである。

- (1) 第 25 条第 3 項を新設。
- (2) 第 31 条第 1 項ただし書以下を削り、第 4 項を新設。
- (3) 第 35 条第 3 項を新設。

附 則（平成 17.7.1 一部変更）

この定款変更は、主務官庁の認可のあった日（平成 17 年 6 月 7 日）から施行する。

ただし、同日が金融先物取引法の一部を改正する法律の施行の日（平成 17 年 7 月 1 日）より前であるときは、同法の施行の日から施行する。

（注） 変更条項は、次のとおりである。

- (1) 第 3 条を変更。
- (2) 第 4 条中第 1 号、第 2 号、第 5 号を変更し、第 6 号を新設し、第 6 号から第 10 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 11 号を変更のうえ第 12 号とし、第 12 号を第 13 号とする。
- (3) 第 8 条を変更。
- (4) 第 9 条第 1 項を変更。

- (5) 第12条第3項を削り、第4項を第3項とし、第4項及び第5項を新設。
- (6) 第14条第1項を変更。
- (7) 第14条の2第1項を変更。
- (8) 第16条を変更。
- (9) 第18条第3項中第2号を削り、第3号を変更のうえ第2号とし、第4号を変更のうえ第3号とする。
- (10) 第19条の2中第1号及び第2号を変更。
- (11) 第21条を変更。
- (12) 第22条を変更。
- (13) 第29条第3項を変更。
- (14) 第4章第4節の節名を変更。
- (15) 第40条の2を新設。
- (16) 第46条を変更。
- (17) 第51条を変更。

附 則（平19.9.30一部変更）

- 1 この定款変更は、主務官庁の認可のあった日（平成19年9月28日）から施行する。
ただし、同日が証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）の施行の日（平成19年9月30日）より前であるときは、同法の施行の日から施行する。
 - 2 第4条第2項の新設及び第5条の変更は、上記の規定にかかわらず、法第79条の3第1項に基づく業務規程に係る主務官庁の認可のあった日から施行する。
- (注) 変更条項は、次のとおりである。
- (1) 第1条及び第3条を変更。
 - (2) 第4条中第1号から第9号まで及び第12号を変更し、第2項を新設。
 - (3) 第5条及び第8条を変更。
 - (4) 第13条（金融先物取引責任準備預託金）を削除。
 - (5) 第17条柱書及び第1号を変更。
 - (6) 第18条第3項中第1号から第3号を変更。
 - (7) 第19条の2中第2号を変更。
 - (8) 第21条を変更。

附 則（平 22.2.1 一部変更）

この定款変更は、主務官庁の認可のあった日（平成 21 年 11 月 25 日）から施行する。

ただし、同日が、本協会が別に定める日（第 40 条の 2 に規定する特定非営利活動法人の紛争等解決業務の開始の日）（平成 22 年 2 月 1 日）より前である時は当該別に定める日から施行する。

(注) 変更条項は次のとおりである。

- (1) 第 4 条第 6 号を新設し、第 6 号から第 13 号までを 1 号ずつ繰り下げる。
- (2) 第 21 条を変更。
- (3) 第 40 条の 2 の見出しを変更し、第 1 項及び第 2 項を変更し、第 3 項を削る。

附 則（平 23.4.1 一部変更）

この定款変更は、主務官庁の認可のあった日（平成 23 年 4 月 1 日）から施行する。

(注) 変更条項は次のとおりである。

- (1) 第 4 条第 1 項第 1 号を変更。

附 則（平 24.4.1 一部変更）

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号。）第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日（平成 24 年 4 月 1 日）から施行する。

2 本協会の最初の代表理事は次の者とする。

理事 永易 克典
渡部 賢一
後藤 敬三

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記

を行ったときは、第 42 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

(注) 変更条項は次のとおりである。

- (1) 題名を変更。
- (2) 第 1 条及び第 2 条第 2 項を変更。
- (3) 第 2 章の章名を変更。
- (4) 第 4 条の見出しを変更し、第 4 条第 1 項本文、同条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 14 号及び第 2 項を変更し、第 3 項を新設。
- (5) 第 5 条を変更。
- (6) 第 8 条第 1 項を変更し、第 2 項を新設。
- (7) 第 9 条の見出しを変更。
- (8) 第 10 条の見出しを変更し、第 1 項から第 3 項を変更。
- (9) 第 11 条（会費及び特別会費）を削除。
- (10) 第 12 条第 3 項を削り、第 4 項を第 3 項に、第 5 項を第 4 項に変更。
- (11) 第 14 条の 2 第 1 項を変更。
- (12) 第 17 条の 2 を新設。
- (13) 第 18 条第 2 項を削り、第 3 項を変更のうえ第 2 項とする。
- (14) 第 19 条第 1 項本文を変更。
- (15) 第 19 条の 2 本文を変更。
- (16) 第 20 条第 1 項を変更。
- (17) 第 21 条及び第 22 条第 1 項を変更。
- (18) 第 4 章の章名を変更し、第 1 節を削る。
- (19) 第 23 条の見出しを変更し、第 1 項を変更し、第 2 項を新設し、第 2 項を変更のうえ第 3 項とし、第 3 項を変更のうえ第 4 項とし、第 5 項を新設し、第 4 項を変更のうえ第 6 項とする。
- (20) 第 23 条の 2 を新設。
- (21) 第 24 条第 1 項から第 3 項を変更。
- (22) 第 24 条の 2 を新設。
- (23) 第 25 条の見出しを変更し、第 1 項及び第 2 項を変更し、第 3 項を削る。
- (24) 第 26 条を削除。
- (25) 第 4 章第 2 節を第 5 章に変更。
- (26) 第 28 条の見出しを変更し、第 1 項を変更し、第 2 項を新設。
- (27) 第 29 条第 1 項及び第 2 項を変更し、第 3 項を削り、第 4 項を変更のうえ第 3 項とする。

- (28) 第30条第1項を新設し、第1項を変更のうえ第2項とし、第3項を新設し、第2項及び第3項を変更のうえ第4項及び第5項とし、第4項を削り、第6項を新設し、第5項を第7項とし、同項第1号、第3号及び第4号を変更。
- (29) 第31条第1項を変更し、第2項を新設し、第2項を変更のうえ第3項とし、第4項を新設し、第3項を変更のうえ第5項とし、第4項を変更のうえ第6項とする。
- (30) 第32条を変更。
- (31) 第33条の見出し及び本文を変更。
- (32) 第33条の2を新設。
- (33) 第4章第3節を第6章に変更。
- (34) 第34条第1項本文及び同項第1号及び第2号を変更し、第3号から第5号を新設し、第2項及び第3項を変更し、第4項を新設。
- (35) 第35条の見出しを変更し、第1項を変更し、第2項及び第3項を削る。
- (36) 第36条の見出し及び本文を変更。
- (37) 第37条第4号を変更し、第5号から第7号を新設。
- (38) 第38条第1項を変更し、第2項を新設。
- (39) 第4章第4節を第7章に変更。
- (40) 第39条第1項を変更し、第2項を変更のうえ第3項とし、第2項を新設。
- (41) 第40条第1項及び第3項を変更。
- (42) 第41条第3項を第4項とし、第3項を新設。
- (43) 第5章を第8章とし、章名を変更。
- (44) 第42条の2を新設。
- (45) 第43条の見出しを変更し、第1項を変更し、第2項を新設。
- (46) 第44条を削除。
- (47) 第45条第1項を変更し、第2項を新設。
- (48) 第46条を変更。
- (49) 第47条を削除。
- (50) 第6章を第9章に変更。
- (51) 第49条第1項を変更。
- (52) 第50条を変更。
- (53) 第51条の見出しを変更し、第1項を変更し、第2項を新設。
- (54) 第10章及び第51条の2を新設。
- (55) 第7章を第11章に変更。

附 則 (平 24.12.12 一部変更)

この定款変更は、総会の決議(平成 24 年 12 月 12 日)を経て平成 25 年 1 月 1 日から施行する。

(注) 変更条項は次のとおりである。

- (1) 第 2 条の 2 を新設。
- (2) 第 4 条第 1 項第 1 号を変更。
- (3) 第 14 条第 1 項を変更。
- (4) 第 14 条の 2 第 1 項を変更。
- (5) 第 17 条第 1 号を変更。
- (6) 第 36 条の見出しを変更。